

令和元年 9 月 1 1 日開会

令和元年 9 月 2 0 日閉会

令和元年

第 3 回定例会会議録  
(第 1 日目)

小豆島町議会

# 令和元年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第66号

令和元年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月4日

小豆島町長 松本 篤

## 記

- 期 日 令和元年9月11日（水）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和元年9月11日（水曜日）午前 9時30分

閉 会 令和元年9月20日（金曜日）午後 1時36分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	9月11日	9月20日
1	藤本 傳夫	○	○
2	三木 卓	○	○
3	大下 淳	○	○
4	森 弘章	○	○
5	藤井 孝博	○	○
6	中松 和彦	○	○
7	大川 新也	○	○
8	柴田 初子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森口 久士	○	○
11	安井 信之	○	○
12	鍋谷 真由美	○	○
13	浜口 勇	○	○
14	谷 康男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ くり 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー ブ 課 長	山 本 重 敏	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀  
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

令和元年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月11日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 8名
- 第4 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（町長提出）
- 第5 議案第55号 平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について（町長提出）
- 第6 議案第56号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第7 議案第57号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第58号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第59号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第10 議案第60号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第11 議案第61号 小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について（町長提出）
- 第12 議案第62号 草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第13 議案第63号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）（町長提出）
- 第14 議案第64号 令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（町長提出）
- 第16 請願第2号 「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願

令和元年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月20日（金）午後1時開議

- 第1 議案第55号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第61号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第3 議案第65号 小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第4 議案第66号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第5 議案第67号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第6 議案第68号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更について（町長提出）
- 第7 議員派遣について
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） 皆さんおはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る9月4日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、平成30年度の各会計決算認定のほか、報告案件1件、条例案件6件、契約案件1件、補正予算の審議2件、人事案件1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、6月12日以降9月3日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告4件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類3件については、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、8番柴田初子議員、9番森崇議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と20日とし、会期は本日から20日までの10日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よつて、今期定例会は本日から20日までの10日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守つていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願ひいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。11番安井信之議員。

○11番（安井信之君） 私は、2つのことについて聞きたいと思ひます。

まず最初に、教員の働き方改革に伴う影響、対策について、町長、教育長に伺ひます。

教育現場で働き方改革による変化があらわれています。どのように変わつていくのかの説明もなく、単に変化だけを示し、保護者としては戸惑つていと聞きました。働き方を変えていくのはいたし方ないと思ひますが、それに伴つて子供の教育に悪影響が出るのは違つたのではないかと考えます。変わることをの対処措置をしなければ、無責任に教員の働き方改革の犠牲になるのは子供たちだと考えます。

そこで、教育現場の働き方改革による変化、それに伴う対処措置について伺ひます。

○議長（谷 康男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東民哉君） 安井議員から、教員の働き方改革に伴う影響、対策についてご質問がございました。

教職員の働き方改革等につきましては、文部科学省や香川県教育委員会が策定しております改革プラン等を参考に、本町におきましても、本年4月に小豆島町教職員の働き方改革プラン及び小豆島町立中学校部活動ガイドラインを策定しております。

働き方改革プランの目的は、学校現場における教職員の長時間勤務の改善に向けて、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組むことができる環境づくりを進め、ひいては教育の質の向上と子供たちの豊かな成長を目指すものでございます。

取り組みの柱といたしましては、業務の適正化、業務の効率化、学校運営の改革と意識改革などがあります。対応としては、校務分掌の見直し、ペーパーレス化の推進、会議時間の設定による効率化、行事の縮小や廃止を含めた見直し等を推進することとしております。また、その他の取り組みとしては、教職員の出退勤時間を記録し、勤務時間を把握するとともに、全教職員が午後6時までには退勤するノー残業デーの設定、夜間、休日における留守番電話の導入、全教職員を休みとする学校閉庁日の設定、また中学校の部活動における部活動休養日の設定など、教職員の長時間労働の軽減を図る取り組みを行っております。

なお、詳細については、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 私のほうからは、働き方改革における教育現場の変化等につきましてお答えさせていただきます。

最初に、夜間、休日や学校閉庁日における留守番電話対応についてですが、平日、長期休業中で切りかえ時間は異なりますが、留守番電話になった場合は、保護者等からの問い合わせについて、役場の宿日直者に連絡してもらうようになっております。現在までには2件ほど連絡がございましたので、教育委員会を通じて学校の管理職に連絡しております。

次に、教職員の勤務時間の状況の変化でございますが、昨年の4月から校務支援システムを活用して、教職員の勤務時間を記録するようになっています。前年度の1年間の実績では、一月平均で小学校が59時間38分、中学校が60時間54分の超過勤務時間となっております。これは全国の小・中学校で抽出調査を行った平成28年度の教員勤務実態調査の結果と比べると、ほぼ同様の結果となっております。また、本年度の4月から7月までの超過勤務時間ですが、一月平均で小学校が63時間57分、中学校が58時間34分となって

おります。4月から6月にかけては教職員が特に多忙な時期ではありますが、前年度の4月から7月までと比較いたしますと、一月平均で小学校が8時間16分、中学校では12時間11分減少しておりますので、学校現場ではやはり多少の変化や効果があらわれてきているものではないかと思っております。

行事の見直しなどにつきましては、小豆郡小学校長会と香川県学校体育会小学校部会小豆支部が主催する小豆郡小学生水泳記録会について、本年度をもって終了し、来年度から開催しない旨の連絡がありました。この水泳記録会は、本年度で52回目となる歴史ある大会ですので、まことに残念ですが、昨今の児童を取り巻くスポーツ環境の変化や暑熱環境の悪化に伴う児童の健康面での負担増加を考えると、やむを得ない判断ではないかと思っております。

働き方改革につきましては、劇的な変化がすぐに出てくるものではございませんが、今後も引き続き業務内容の見直し等を行うなど公務負担の軽減を図り、教職員の超過勤務時間を短縮できるように考えております。その結果、少しでも多くの子供たちにかかわる時間を持つことで、子供たちの豊かな成長につなげ、教育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 先生の時間短縮というのは効果が出てきとるというふうな感じはするんですが、子供たちの郡の記録会とかそういうのもなしになってしまうことで、どういふふうなやり方でこれまでの生徒の指導というか、教育のほうが変わっていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。水泳記録会があると、学校で放課後なりに水泳の練習をやったりというふうなことがあったと思うんですが、その辺がどういふふうに変わっていくのか、細かくお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 郡の水泳記録会の廃止につきましては、今年の6月末ですか、その主催の校長会等での議論で廃止が決まっております。本来ですと、安井議員ご指摘のように、来年度以降の取り組みについてもその場で決定してお知らせするというのが当然の流れだと思うんですけども、議論して途中で廃止というよりは、今回の今年の記録会のときに来年度は廃止にするということをお伝えして、前後しますけど、これから来年度以降の水泳の指導についての取り組みを決定して、早い時期にお知らせしたいと。時期については、できれば今月9月に校長会がございます。また、次の校長会が12月ですので、年内にはできれば4小学校、土庄小学校ともそのあたり指導の方法を決めて、保護者の方

にも周知したいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 子供たちへの対応いうんは後手に回るとのことですよね。後で決めるというふうなことになつとんかなというふうな印象はあります。ある程度影響を考えた中でどういうふうにしていくかいうんをあらかじめ想定の中での議論いうんが必要であると思います。後なってこじつけのような形で議論していくいうんはどうかなと思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） この水泳記録会の県下の開催状況について言いますと、東部教育長会、7市町ございますけど、今年度から高松市が記録会を廃止したことによりまして、今年度の実施は土庄町と小豆島町、小豆郡だけになっております。このような状況を踏まえて、校長会のほうにおいても議論をしたというふうに伺っております。

やり方が決まってないということなんですけど、当然泳げない子に対する水泳指導であるとか、逆にある程度水泳の能力が高い子に対する県大会への出場へ向けての指導であるとか、ある程度の方法というんはもう決まっています。ただ、町内の4つの小学校、また土庄小学校とも協議して、そのあたり統一したやり方がまだ決まってないという状況でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 私の経験でもありますが、水泳記録会というのは、何遍も泳いでるうちに10秒ぐらい縮まるような子なりがおると思います。その辺の郡の代表というふうな形で出ていく中で、いつの時点で記録を郡のレベルというか、県の大会レベルに行けるような判断をするのかというんもちょっと疑問があると思います。子供たちは泳ぐたびに記録が伸びていくいうふうな時期だと思いますんで、その辺もきちんと検証していく必要性はあるのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今ご指摘の点も含めまして、校長会のほうで年内にきちっとした方向性を決めて、保護者の方に早い時期にお知らせしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 子供たちへの影響ができるだけ少ないような形でやってもらいたいと思っております。また、保護者の方にもある程度合意できるような形での変革とい

うか、変化をやっていただければ一番いいのかなと思います。

また、中学校においても、今回部活動で職員がある程度採用されたというふうに聞いておりますが、重点の部活だけ指導者が残るのか、それともまたいろんな部活に対しても人員配置をしていくのか、その辺はどのようなふうになっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 中学校の部活動指導員につきましては、今ご指摘がありましたように、今年度から1名、教職員のOBを採用しております。どうしてもやっぱり部活の場合は種目の専門性いうんが出てくるので、主たる指導については、今年で言うと、ある程度陸上部ということで限定されます。ただ、土日等の部活動指導員につきましては、土日等の島外への引率等もできますので、できるだけ一つの部に偏らず、先生の勤務時間等も考えて、他の部活にもできるだけ指導にかかわるように中学校のほうには依頼しております。

あと、人数のほうにつきましては、当然予算もございますけど、これはやっぱり人材の問題が大きいと思います。なかなか60歳までの方で仕事を持たれる方には依頼できませんので、大きな方向としては、やっぱり60歳を超えて、ある程度そういう教員経験等含めて部活動の指導の見識がある方に依頼したいと考えておりますので、予算と人材とで今後対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 予算という分の話が出てきたので、町長としても教育現場にある程度の予算を割くというふうに考えているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私も子育てには力を入れてるというつもりでおります。したがって、教育現場からの要望がありましたら、それに対応すべく検討していきたいというふうに思っております。今の段階で置きますとは言い切れませんが、総合的に判断して決定をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 子供たちへの投資いうんは別に無駄になるものではないと思っておりますので、その辺はよろしくお伺いしたいと思います。

次に、老老介護の問題をどのように検討しているのかということで聞きたいと思います。

以前から小豆島は日本の将来の縮図と言われています。今人生 100 年といううたい文句で、国はいろいろな政策を図っています。人生 100 年ということは、後期高齢者が後期高齢者の介護をする事例が出てくることを意味します。1 カ月前に、介護者がけがをし、要介護の世話をできない事例がありました。そのときはケアマネージャーのおかげをもって対処されました。しかし、これはたまたまうまくいった事例でしかなかったと考えます。これから始まる超高齢化社会の問題解決のためにモデル事業を考えるべきだと考えますが、町長のご意見を伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から超高齢社会の問題解決のためにモデル事業を実施してはどうかというご提案をいただきました。

議員ご指摘のとおり、小豆島町におきましては、高齢者の中でも特に医療や介護が必要となってくる 75 歳以上の人口、後期高齢者人口は、今後も上昇する見込みとなっております。このような状況を踏まえて、第 7 期小豆島町介護保険事業計画、老人福祉計画では、住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みといたしまして、小豆島中央病院を核とした地域包括ケアシステムの構築を図ることといたしております。具体的には小豆島中央病院を核に、小豆島が一体となって健康づくり、介護予防、生活支援、就労、社会参加、施設整備に取り組むことにより、可能な限り住みなれた地域で生活できる社会の実現を目指そうとするものでございます。これを小豆島中央病院の開院を機に島内の職種が連携し、小豆島の地域包括ケアの構築に向けた取り組みを始めております。

生活支援につきましては、平成 29 年度は地域資源の把握、周知、平成 30 年度は終末期の支援、また今年度におきましては認知症対策をテーマに取り組を進めているところでございまして、まさにこれらこそモデル事業というプロジェクトであると考えておるところでございます。

今後も市民社会の状況を適切に把握しつつ、さきに申し述べた施策の重層的な取り組みにより課題を克服してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。特にシームレスな対応ができるように取り組んでいきたいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11 番（安井信之君） 地域包括ケアというふうなことでいろいろ検討していくというふうなことですが、今回私が相談を受けた事例なんです、このときはたまたまその施設

があいとったというふうなことで対処できたんですが、そういうふうな流れというか、事業展開をきちんとつくっていく必要があるのかなというふうなことを感じました。それが一遍に多くの方がそういうふうな事例になったときに、こういう段階を経ていけるんやというふうな形をつくっていく必要があるのかなと。小豆島中央病院を核としたということですが、小豆島中央病院の事業自体もそううまくいっているような部分ではないと思います。その分の中でこういうふうな包括ケアというふうな部分を考えていっていると思うんですが、旧町時代、幼・保一元化とかオリーブ特区というふうな施策をこちらのほうで国のほうへ提言してやった事例もありますので、その地域に根差した形の病院事業というふうな部分でそういうふうな事業をやっていくことになるのであれば、ある程度政策的にこういうふうな事業をやりますと、国のほうへ提案するような形でちょっとでも予算を引っ張ってこられるような形を実現していくことが一番望まれるのかなあと考えております。その辺はどういうふうにご考えておりますか。

○議長（谷 康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 先ほど安井議員のほうからご質問がありました。老老介護という問題につきましては、その対応が個人、個人、やっぱりさまざまな事情がありまして、一律に形にはめることが非常に難しいような状況になっております。そのため、あらゆる職種の方がこの人にとってどれが一番ベストであるかということを検討して、つないで、次のサービスにつなげていくということが一番大事であるというふうにご考えておまして、その体制が整うように現在小豆島中央病院を中心にして多職種の方が連携して、その人にとって適切なサービスが提供できるように連携の強化を目指しているところです。

ご提案の例えば小豆島独自の取り組みとかいう形で特区を提案してはどうかということなんですが、この合併以降の取り組みにつきましては、小規模多機能を島内で充実してきました。その中で、小規模多機能の中にたまたま小豆島ではドクターが開設したところがありましたので、ドクターの健康相談を受けられるサービスというのを小規模多機能とあわせて整備することで、小規模多機能施設に対して施設整備のときの融資のお金に対して利子補給が受けられるとか、入所者にとってはその施設で暮らしながら医療的なケアも受けられるという形で、これも特区の制度を活用して実施しておりますので、そのときそのときに応じた形でそういう先進的な取り組みも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 特区制度というのは、職員のスキルアップにもつながってくる

と思いますんで、その辺いろいろなこれから問題も起きてくると思います。最終的な結論まではなかなか出てくるところまでいくのは大変難しいと思いますが、これから高齢化社会のもう世界で一番最初の国というふうな形というふうに伺っておりますので、その辺モデルになるような形で職員のけつをたたいて頑張っていってもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほどご提案いただきましたモデル事業の中では、小豆島中央病院における地域包括ケア病床、こちらも十分にモデル的な先進的な事例だと思っております。病棟単位でしかできなかったものを病床単位でやるとか、そういったところも各職員頑張っており組んでいると思います。ただ、これ以外にも今現下の状況を十分に見て、小豆島でしかできないこと、またそういうことを提言していきたいというふうに思っておりますので、職員のほうにもその旨十分に伝えてまいりたいというふうに思っております。ご理解ください。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 最終的には小豆島中央病院が住民の福祉の後ろ盾になるというふうなことが一番望まれると思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思います。

最初に、観光都市で放置すべきでない廃墟のホテルということで、先日の四国新聞に投稿された観光客の記事のコピーをいただきました。初めて観光小豆島について改めて考え直しました。確かに大きなホテルが潰れたのを見て、観光客が「何」と思うのは当然だと思います。土庄町の涛洋荘、小豆島町の寒霞溪荘、古江には割れたガラスも落ちてくることもあるそうでございます。皮肉にもその横の県道には瀬戸内芸術祭の旗が風に揺れておりました。私も芸術祭を見て回りましたが、作品のすばらしさや地元の協力に感心しましたが、その一方でこうした現実を町はどう思っておられるのか。半世紀も放置されているままだと思います。

聞きますと、倒産したホテルなどは何重もの借金でどうしようもないことや反社会的勢力が横たわっているとのことでした。山の中の廃墟を何とかしてくれと言ってるのではございません。考えると、一般の人はちょっとの違反でも警察に捕まって、反則金を払いま

す。一方はうっかりも許されず、もう一方は半世紀も放置されています。ここまで来ると、町だけでなく県、国の対策しかないと思います。随分長くかかった豊島の産業廃棄物の撤去は、県が動き、解決に向かったと思っています。観光地として捉えると、傷んだホテルをこのまま放置すべきでないと思います。観光客の増減がテレビに出る時代です。土庄町ともよく話し合う必要があると思いますが。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員からいわゆる廃ホテルの今後についてご質問をいただきました。

森議員のご発言のとおり、これらの廃ホテルが放置されている現下の状況は、景観阻害による観光地としてのイメージ低下のみならず、老朽による倒壊の危険性、防犯上の問題など、生活環境の悪化が憂慮されるところでございます。

事態の根本的な解決には、いわゆる空家法の規定により、物件所有者にかわって小豆島町が除却を行うことも考えられますが、除却には多額の費用が見込まれ、また除却費用に見合う公益性が求められると同時に、多くの場合、これらの費用の回収が見込めないことから、最終的には全住民の負担に引き継ぐ結果となります。この行政代執行の決定に当たりましては、住民の代表者である議員の皆様の深いご理解を前提に慎重な判断が求められるものと考えておりますので、今すぐ直ちに小豆島町が関与することは困難であると考えております。

また、森議員のご発言にもありましたが、これら廃ホテルなどの対策に必要な費用は、その規模ゆえに負担が大きく、市町村の関与が困難な原因であること、一方で全国的にも事例が顕在化していることから、国の政策動向を注視してまいるとともに、小豆島町としては、物件の監視、また手続の研究を継続して実施してまいります。

詳細は担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご質問にございました本町に所在しております寒霞溪荘跡、これにつきましては平成 13 年 4 月に破産が宣告されて以来、建物の所有者である法人は既に消滅しておりまして、事実上抵当に関する権利のみが残されている状況でございまして、所有者不在のまま 19 年が経過し、建物が老朽が進む状況となっております。現在でも抵当権を有する者が手続を行いましたならば、小豆島町を含む第三者が物件の所有者になることは可能ですが、仮に物件を小豆島町が取得し、同物件を除却する場合につきましては、延べ 7,987 平方メートルを対象に 2 億円を超える費用が見積もられております。

5年前の見積もりでございまして、直近で調査しましたところ2億5千万円、直工経費です。これに諸経費、請負になりますと3億円を超える見込みになろうかと思えます。この費用の確保につきましては、国の補助制度がございまして、事業費の5分の2を限度に支援を受けることが可能ではありますが、残る地方負担分につきましても決して少額とは言えず、負担に見合う活用策や措置の効果を見出せない限りは安易に関与できないものと考えております。空家法などの法整備によりまして市町村に関与の権限が与えられたものの、廃ホテルなど大規模建築物の保全対策にありましては、その費用負担の側面から、市町村の手に余る状況にあると申しても過言ではないと感じております。

このような現場の悩みは小豆島町に限ったことではないことから、国がどのような政策投入していくか注視する一方で、全国の事例を参考に調査研究を継続いたしまして、問題事例の監視、情報の収集に努めてまいります。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） これ大川議員から四国新聞いただいたんですけど、割れ窓に早急な対策をとということで書いています。僕も知らなかったんですけど、この割れ窓理論というのがあるそうでございます。調べました。そうしますと、アメリカの方が発案して、ちゃんと言うとんですけど、放置するとあらゆることがマイナスになってくるというふうに言われております。一般常識として放置して、窓が割れてこうなってくると、こんなことになるということを含めると、地域全体の問題にもなってくるというふうに思います。その辺の全体的なことを考えると、お金も問題ですよ、どう思っておられるのかと思います。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） その割れ窓理論につきましては、おっしゃるとおり、アメリカのニューヨークのほうのスラム街とかそういうところで割れ窓がありますと、将来危険犯罪等につながるのではないかと予見されるということから、軽犯罪、これを主に取り締まりまして、その犯罪の発生を抑止していこうという考え方で実践した事例がございます。ですから、割れ窓があれば犯罪が増えるという論法ではなくて、それを予見しまして、あらかじめ軽犯罪から取り締まっていこうという治安維持に関する論文と申しますか、考え方でございます。

確かにおっしゃるとおり、非常に割れ窓とかありますと、不審者の侵入とかそういうことも考えられますので、私ども担当課としましても、そういう治安と申しますか、防犯上の点は憂慮しております。

この大きな建築物につきましては、なかなか監視が十分にできないこともあります。権

限を与えられまして立ち入って監視することもできるんですけども、警察のほうとも情報共有いたしまして、重点的なパトロールをお願いするなど、そういった大規模な建物については一定の対策を講じておるところではございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） その記事には、6年前に来たときにも坂手にある廃墟となったホテルで何者かが侵入して、小規模な火災が発生したと報道されたと書いています。ですから、単に観光地でなかったら、ある意味ではしょうがない面がいっぱいあるんですけど、観光地として来て、こうやって新聞まで出たんですから、何とか動かないといけないと。豊島問題とは直接関係ないように見えますけど、もう町だけの力ではどうしようもない。県も国も協力してもらわないかんというふうに思いますんで、その辺のところを頑張りたいというふうに思います。

広辞苑で調べたんですけど、こういう観光地という定義でございまして、広辞苑には文物、風光など見聞性もあること、見て回ること、国語辞典には風景や風物などを見物すること、現代用語の基礎知識には観光ボランティアガイドが少し出てますけど、やっぱりしっかり観光地として僕らは言われとるのに、しっかりしてないと。景色はもう抜群にいいんですけど、そんなところは決意を聞きたいというふうに思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今観光の定義をるるご提案いただきましたけども、当然観光というのは景色だけではないと思っております。ここに来られる方にいかに優しく対応するかとか、そういったことも十分に観光の一つの要素だと思っております。ですから、全般的にわたって観光地としての資質の向上に努めていきたいというふうに考えておるところでございまして。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） この大川議員からいただいたチラシ見てから、僕も全部写真撮ってきました。涛洋荘なんかは土庄になりますから直接はあれですけど、やっぱり土庄のほうもいろいろありますでしょうけど、県の力、国の力ももらわないかんと思います。特にこれ古江なんかは、写真撮りますと、消防屯所から寒霞溪荘が見えるんですね。僕の知り合いもおるんです。ガラスが飛んできたとかいろいろ言われますんで、いついつまでとか絶対とかいうんじゃないですけど、努力してほしいというふうに思います。

次に参りたいと思います。

草壁から高松の高速艇の運休についてでございます。

草壁から高松間の高速艇運休からこの9月で丸2年となりました。どうしようもないという実態とも思いますが、町民からは何度も何とかしてくれと、遠い道をいつまで通らせるのかと言われます。まさに自民党の細田衆議院議員が、航路も道路でしょ、道路と違って道路財源を使うべきと国会で言われましたが、正しいと思います。道路財源は既に一般財源化となっています。草壁港から高松も補助航路路線にすべきと思います。あつた海の道がなくなっているのですから、復活を希望して当然です。医者通いや学校通い、通勤、観光にも本当に困ってます。どう考えたらいいのでしょうか。以前私たちが要望書の署名を県に持っていったとき、何で草壁と池田と土庄から高松へ来ているのですか、1航路でいいでしょうと言われました。私たちが一杯飲んだら、草壁港から家まで歩いて帰ってるという実態を言いますと、私は来ているのしか見ていなかったと。一杯飲んで、帰るのは見ていなかったということで理解をしてくれました。問題は進んでおりませんが、そういった意味では、可能性があるのに町は草壁の高速艇再開を諦めているというしか見えませんが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員から草壁高松間の高速艇の運休についてのご質問をいただきました。昨年の12月議会におきましても、今回のご質問と同様のご趣旨のご質問を森崇議員からいただき、答弁させていただいたところでございます。

草壁高松間の高速艇につきましては、現在も運休となっており、昨年12月の状況から変化はございません。島国にとって航路は道であり、道があつて初めて人々は外の世界と交流し、つながりを持つことができます。瀬戸内海の中心に位置する小豆島は、古くから海路の要衝として人や物が行き交い、さまざまな産業が育まれてまいりました。また、航路を通して培われてきた歴史、文化、産業などは、今現在の小豆島の魅力であり、航路の維持、存続は島の活性化のためには欠かすことができない重要な課題という認識は、私も森議員と全く同様の考えでございます。

ご質問の最後でございます町は草壁の高速艇再開を諦めているのではないかとこのことではございますが、これまで町として高速艇の復活について四国運輸局や香川県に働きかけをしてきたところですが、結果が伴っていない状況でございます。高速艇の運航につきましては、あくまでも航路事業者の経営方針としての優先順位があろうかと思われまふ。航路を運休にしているということは、航路運航事業者としては将来高速艇を復活したいとの思いのあらわれでないかと思っております。町といたしましては、毎月定期的実施してお

ります内海フェリー社長との面談を引き続き実施していき、現在の状況と最新の情報収集に努めてまいりたいと考えており、町としてできることがあれば可能な範囲で協力してまいりますので、議員各位におかれましてもご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 私も社長さんに何回か会いに行きました。そのときに船検がどうのこうの言うから、船検って何ぞいな言うたら、車検があるように船も車検があるんやということでございました。今お聞きしますと、社長にも何回も会ってるということは理解した上で、僕もバスの運転手ですから、路線バスというのは路線バス維持法という法律がありまして、補助路線と対象ができます。香川県もあっちこっちにその補助対象の路線もあると思いますけど、その実態というのをちょっと聞きたいというふうに思います。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 森議員からの再質問で、この高松航路を補助対象航路としてできないかというご質問かと思うんですけども、現在の制度上で離島航路とは、離島航路整備法において本土と離島を連絡する航路ということで、この高松航路については離島航路と言えるんですけども、そのうち補助対象航路となるには幾つかの要件を満たす必要がございます。いわばそれを簡単に申し上げますと、現在は草壁、池田、土庄から高松へ3つの高松航路がございます。これが現実でございます。それで、この離島航路のうち補助対象航路となるには、例えば豊島のように航路が1つで、その航路をもとに日常生活物資が運ばれておる、かつその航路が赤字である、こういった要件を満たさなければ、現行の制度上、補助対象航路とはなり得ませんということで、現在の草壁高松、池田高松、土庄高松、いずれも経営的にも黒字で経営しておると思います。ということで、陸上のバスは一部2路線が国庫補助の対象となっておるんですけども、海の航路については、このフェリーについてはなかなか補助対象航路となるのは難しいのが現状でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 動く人にとってはバスも航路もある意味では一緒なんです。確かに坂手、福田、大部、土庄、池田、草壁、6港ありますけど、瀬戸内海の中心にあるんやから僕はしょうがないと思うんです。1航路だけという法律自体がおかしいんじゃないかと。細田さんもおっしゃってますけど、日本海のある島に、それは1航路なんですわ、確かに。だから、そういった意味ではこの補助の対象の改善というのをすべきじゃないかなあというふうに思います。

坂手の船が随分とまって、平成元年のときにもそういう方法が出て、僕たちもちょっと頑張ったんですけど、平成 12 年にジェットラインもとまってしまったんで、署名運動をしました。町長にも協力してもらって、もう悪いけど新聞折り込みせなんだら間に合わんがと。一軒一軒行きよんじゃ間に合わんがということになりまして、小豆島町の 18 公民館に全部置かせてもらいまして、持っていってもらうようになりまして、そのときに新聞折り込み、荒っぼいんですけど、わずか 12 日間という期間で 1 万 5,447 名の署名が集まりました。中学生、当時の内中の生徒さんも自主的に 359 名、署名の趣旨みたいなんちょっと似とんですけど、それだけ集まりました。ですから、僕ら島国の者たちは、台風のときは別にして、航路を道路としてもっと言うべきじゃないかと。このままやったらどうしようもないことではあります。今 1 航路だけは赤字やいうんはわかりますけど、補助対象というのは努力しても無理なんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、現行の制度上、小豆島の現状を考えますと非常に難しいというのが結論でございます。

それと、再質問の中で 11 年 10 月ごろの小豆島神戸間を結ぶジェットfoilのときのお話があったかと思いますが、このときについては、まだ合併前の 3 町で海上交通問題対策協議会なるものを立ち上げまして、その中に県も高松市も加わって、ちょうど国の法律改正があった時期で、航路への参入が免許制から許可制に大きく転換をしようとしておった時期かと思いますが、このときには 1 市 3 町で公的な補助というのがなされておりましたんですが、これはあくまで特例でございますので、日常的な生活航路としての高松航路が補助対象航路になり得るかというご質問に対しては、現状としては難しいというのが結論でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 平成 11 年に町としても要望書を国に出したと思います。そういった意味では交通問題特別委員会も当時もあったんですけど、島嶼部の航路支援を求める意見書というのが出たんですけど、やっぱりさっきのいろんな観光地としての問題もありますけど、この小豆島としての実態といいますか、こんなに困ってるんだということについてはそういう要望なんかもつくってしないと、しょうがない、しょうがないってなってしまうというふうに思いますけど、最後になりますけどご答弁お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今先ほど政策統括監が申し上げたとおり、補助航路というのは非

常に難しいというふうに思っております。そういった中で、いかに航路が存続できるか、また安定的な運営ができるか、そのあたりは十分に協議検討させていただいて、必要であれば国、県へも要望してまいりたいというふうに思っております。

---

○議長（谷 康男君） 次、3番大下議員。

○3番（大下 淳君） それでは、私から、日本遺産の今後の事業展開はということにつきまして、認定された日本遺産を活用した地域活性化策をどのように展開していくのかについてお伺いをいたします。

ご案内のとおり、文化庁の主要事業であります日本遺産は、全国で100カ所認定をするというものでございまして、2015年から始まりまして、昨年まで67カ所だと思っております、これは選ばれております。そして、今年度の日本遺産の認定におきましては、担当部局の皆様のご努力の賜がありまして、去る5月20日に令和元年度日本遺産の認定結果の発表と認定証の交付が行われたところでございます。

今回の認定に際しましては、全国からの応募については72件の申請がありまして、そのうち認定されたのはわずか16件ということで、約4.5倍の競争、これに打ち勝ったもので、まことに喜ばしく思いますとともに、関係職員のご努力をおねぎらい申し上げるところであります。

まずは、これで第1段階を超えたわけですが、今後はこの日本遺産を内外に広めるとともに、地域活性化に向けた積極的な取り組みが期待をされることとなります。ストーリーにありますように、笠岡市と丸亀市、土庄町、小豆島、この2市2町で構成するせとうち備讃諸島ということから、陸地だけでなく海という要素がありますことから、他の地域とは少し違った事業展開が見込まれるわけですが、どのように地域活性化策を展開していかれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大下議員から、日本遺産を活用した今後の地域活性化策についてご質問をいただきました。

ご案内のとおり、日本遺産のコンセプトは、点在する地域の歴史や文化を一つのストーリーとして束ね、効果的な情報の発信や多様な活動を通じて地域のブランド化を図り、また私が常々申し上げておりますように、人が集う元気なまちづくりを目指すものでございます。具体的には、メディア等を活用した魅力発信事業、またガイド養成等の人材育成事業、シンポジウム等の普及啓発事業、また学術的価値を高める調査研究事業の4つの柱に

よって積極的な事業展開を図っていく所存でございます。

また、事業実施に当たりましては、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会を推進母体といたしまして、2市2町の連携を初め、香川、岡山の両県、商工、観光、教育機関など関係団体が一致団結して取り組みを推進する必要があると考えておるところでございます。

さらに、今回認定されました日本遺産の大きな特徴は、大下議員ご指摘のとおり、離島地域の文化遺産だけで構成されている点でございます。日本で唯一の存在となっております。したがって、瀬戸内海との関係が深く、瀬戸内国際芸術祭と同じように船を使って島に渡るといった特別な体験や島のゆったりとした時間を楽しめるような事業展開を目指しますとともに、石の文化を学び、体験する知的観光を実現したいというふうと考えておるところでございます。

最後に、日本遺産ブランドの活用は、今現在スタートラインに立ったばかりでございますが、地域住民へのきめ細やかなPR活動が何よりも大切でございますので、町広報での情報発信はもちろんのこと、公民館、図書館等での周知活動も積極的に実施してまいりたいと考えております。

なお、今後の取り組みの詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうからは、本年度の実施予定事業につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、魅力発信事業につきましては、TBS番組での放映を目指し、日本遺産の紹介動画を作成する方向で準備を始めております。また、ホームページの制作を初め、ポスター、パンフレット、案内看板、のぼり等の作成につきましても既に作業を開始いたしております。

次に、人材育成事業につきましては、日本遺産ガイドの養成に向けて、本年度はガイドマニュアルを作成し、地域の歴史、文化、産業等を学ぶテキストブックとして今後活用していく予定でございます。

普及啓発事業につきましては、日本遺産認定記念シンポジウムの開催に向けて、既に事務レベルでの協議を始めておりまして、笠岡市での開催を予定いたしております。

調査研究事業では、全国で活躍する石工の方々を小豆島に招聘し、400年前の石切りの技術を探求する公開型のワークショップの開催に向けて、姫路城内にある文化財石垣保存技術協議会の事務局と相談を始めている状況でございます。

このほか、10月12日、13日には、高知市において全国の日本遺産の認定地域が一堂に

会する日本遺産サミット in 高知が開催される予定でございまして、そちらにPRブースを設けての魅力発信事業を実施する予定でございます。

今後におきましても、あらゆる機会を通じまして、情報の発信と認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、日本遺産の周知活動にご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） ありがとうございます。

日本遺産につきましては、またこの自治体におきましても初めての事業ということであり、大変難しいものとは私も考えておるところでございます。

また、今回小豆島町の石の遺産ということでございますが、日本遺産には同じ石の文化のストーリーとして既に認定された地域があるわけでございます。まずは2016年に石川県の小松市、ここは地域型でありますので一つの自治体でございますが、ここは『珠玉と歩む物語』小松』ということで、時の流れの中で磨き上げた石の文化というストーリーのタイトルとしております。さまざまな石の資源を見出し、高度な加工技術を磨き上げ、人、物、技術が交流する石の文化を前面に出しておるところであります。

次に、2018年度に認定されました栃木県宇都宮市であります。ここも地域型でありまして、大谷石の産地でありまして、凝灰岩の地質のあるところでございます。古来、近代都市づくりの礎となり、建造物の町並みとともに巨大な地下の迷宮が残されているところがあります。

そして、本年同じく認定されました福井市とその隣の勝山市のシリアル型の石の日本遺産、石から読み解く中世・近世のまちづくりがあり、三者三様、それぞれの個性と壮大な規模を誇っているところがあります。

現在のところ、以上の4つの地が同じようなストーリーを持つことから、その違いをしっかりと打ち出していかなければ埋もれてしまうおそれがあります。決して石の文化のよしあしを問うものではありませんが、日本遺産の認定を得られた限りはしっかりとした活用が求められるところがあります。

日本遺産は、2020年、来年まで全国で100カ所認定することとされてございまして、あと17カ所が残されておるところであります。これまでの認定箇所を集計しますと、地域型とシリアル型、合わせて400近い市区町村が該当してまいります。そして、来年100カ所に到達したときを予想しますと、多ければ約500前後の市区町村数になることも考えられます。全国の市区町村数が昨年の10月時点で1,741でありますから、単純に言えば3

割近い自治体が何がしかの日本遺産を持っているということになり、価値観の希薄化が気になるところでもあります。いわゆる日本一というものとは比較にならないと思われてしまうところでもあります。

こういう状況下にあります、他の石文化に負けない、どうやって個性ある施策を打ち出していけるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大下議員のご質問の趣旨でございますが、他の日本遺産との差別化を図り、独創的で魅力的な取り組みが今後必要であるのではないかとご指摘かと思えます。

町長の答弁にもありましたように、せとうち備讃諸島の日本遺産の最大の特徴でございますが、海に囲まれた島で構成されている点にあり、私たちがこれから目指すのは海の復権と島の再生でございます。美しい瀬戸内海を渡るという特別な体験あるいは石あるいはアートとの融合など、地域独自の資源を生かした取り組みを推進し、今後差別化を図ってまいりたいと考えております。幸いにも、笠岡市、丸亀市、また本町には、大下議員よくご存じの石彫の歴史、こちらもございますので、今後瀬戸芸との連携事業も視野に入れまして、個性ある施策を検討していきたいと考えております。

なお、私自身も他地域の石の日本遺産を訪れたことがまだございませんので、機会を見つけて、それぞれの特徴あるいは魅力をこれから勉強してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番（大下 淳君） 海に囲まれた島、またアートとの融合は、確かにほかの地域にはない魅力を発信してくれるものと私も期待をいたしております。

それで、世界遺産でありますとか、いわゆる文化財というものは、その保全と保存、これを主な目的としております。一方、日本遺産は、そうではなく、ストーリーのもとに有形無形の文化財をパッケージ化し、情報化や人材育成、伝承、環境整備などを効果的に進めていかなければなりません。そのために補助金を受け、自己資金も投入していくこととなりますが、こうした事業には当然その効果というものが問われることとなるわけですが、効果についてはどのような判定をされるつもりでございましょうか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 日本遺産の効果の測定につきましては、文化庁の補助金を受ける上で評価指標というのが定められております。最もわかりやすい評価指標を

申し上げますと、観光客数がございまして、小豆島観光協会が調査しております観光入り込み客数、こちらを今後注視いたしまして、どのぐらい効果が出ているかっていうのを検証していきたいというふうに考えております。

それから、推進協議会で作成しますホームページ、こちらへのアクセス数でありますとか、あるいは新しい旅行プラン、さらには日本遺産に関連する商品を開発する、それから日本遺産ガイドの養成人数、こちらを文化庁のほうに報告することが義務づけられております。事務局といたしましても、こういった指標を今後の効果判定の指標ということで考えていきたいと思っております。

最後に、地域の文化に誇りを感じる住民の方の割合、こちらを高めるようにということも文化庁のほうから求められておまして、先ほどの町長の答弁にもありましたように、例えば公民館での巡回展示あるいはオリーブナビ、図書館での特別展示、こういったものを実施いたしまして、住民の方の理解が深まるような取り組みを今後地道に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○3番(大下 淳君) 立派な評価指標を達成されるようにご期待を申し上げておきます。

現在、どの自治体もそうですが、行政当局におきましては、行財政改革の名のもとに費用対効果ということが厳しく問われている昨今であります。日本遺産に係る事業についてももちろん同様のことでありまして、どれだけの投資にどういった効果があるのかが問われてくるものであります。3年あるいは5年というように期限を切って、しっかりとした事業の評価が行われなければならないと考えます。そして、その上で事業の継続、発展あるいは効果が見られなければ、廃止というような将来の方向づけが検討されることも必要になってくると思います。この日本遺産に関しましては、全国に多くの競争相手が存在します。油断することなくしっかりと他の日本遺産を注視しながら、事業の展開と発展を期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、2問質問いたします。

まず最初に、ゲーム依存の対応はということで、現在オンラインゲームなどにのめり込んだ末、勉強や仕事が二の次になり、生活に支障を来すゲーム依存、世界保健機関WHOが疾病認定するなど世界レベルで表面化しています。

社会問題化する幼少期から習慣的にゲームを楽しむ子供ほど思春期に依存の傾向が強ま

ることが神奈川県にある国立病院機構久里浜医療センターが中学生を対象に行った調査でわかりました。同センターは、国内初のインターネット依存外来を設け、ゲーム依存の医療や予防に取り組んでいます。調査は、昨年6月、神奈川県内の公立中学校8校の1年生868人を対象に実施、過去1年以内にゲームをしていない、日常的にしないとした生徒を除く549人の健康を分析しました。結果、週1回以上ゲームをするようになった年齢は8、9歳が40%近くで最も多く、10歳以上が約30%、6、7歳が約25%、5歳以下が約10%でした。ゲーム開始年齢と現在の平均使用時間を見ると、5歳以下は平日約80分、休日約170分で最も長かった。6、7歳は平日約80分、休日約130分、8、9歳は平日約65分、休日約110分、10歳以上は平日約50分、休日約90分と、ゲームを習慣的に始めた年齢が遅いほど使用時間が短い傾向が出ました。ゲームへの依存度チェックを行ったところ、ゲーム開始年齢が5歳以下の生徒の13%に依存的な傾向が見られたのに対し、10歳以上は3%で、10ポイントの差がありました。同センターは、幼児期や小学校低学年からの習慣的なゲーム使用は避けることが望ましいとしています。調査の中心を担った医師は、幼少期からの習慣的なゲームは、思春期におけるゲーム時間の延長や依存と強く関連していることが示されたと説明しています。予防に向けて保護者らに対する予防教育に加え、ゲーム以外の安全な遊びを提供する施設や人材確保など、包括的な対策が必要だと指摘しています。

ただ、国内の取り組みは遅れています。国は実態把握に乗り出したばかりで、相談、治療体制も整っていないのが実情です。香川の子供にとって対岸の火事ではなく、2月の県議会、議員の代表質問の中でゲーム依存症の対策を問われた知事、教育長は、ともに強い危機感を表明しています。新年度予算に初めて対策費を計上し、全国に先駆け人材育成を柱にした対策に本腰を入れる構えを強調しました。本町の幼稚園、保育所、小学校、中学校ではどのような対応をしていますか。また、保護者らに対しての予防教育などはどのようにしていますか、教育長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） ゲーム依存が社会問題化する中、本町はどのような対応をしているかのご質問に答弁いたします。

厚生労働省によりますと、オンラインゲームを含めた病的なネット依存が疑われる中学生、高校生が推計で93万人と過去5カ年で倍増しています。また、不登校や人格の変化など依存症になったお子さんをお持ちの保護者が対応に苦慮しているなどとの報道がありました。また、本年5月25日には、WHO世界保健機関が国際疾病分類にゲーム障害を

病気の一つとして正式に認定いたしました。

本町におきましても、オンラインゲームやゲーム機を使うゲーム依存につきましては、深刻な問題であると認識しており、現状を把握するため、保護者や児童・生徒に対してアンケート調査を行いました。調査結果からは、スマートフォンやゲームに長時間費やす子供たちの状況があらわれています。また、ゲーム依存に対する専門医療機関も少ない状況ですので、教育委員会と各学校との連携による予防対策は大変重要だと認識しております。

具体的な調査結果や今後の取り組みにつきましては、教育部長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 本町では、次期すくすく子育て応援アクションプラン策定のために、今年4月、小学生以下のお子さんをお持ちの全世帯にニーズ調査を行い、小学生のお子さんをお持ちの保護者の方に対して、子育てサービスとともにゲームの利用状況をお聞きしました。お子さんが1日平均どれだけの時間ゲームをするかお聞きしましたところ、回答のありました157世帯のうち、52%が1時間未満と回答されました一方で、3時間以上ゲームをする世帯が3%ございました。お子さんがゲームをすることに不安があると回答した保護者127世帯のうち、最も多かったのは「健康」で43%、次に多かったのが「ゲームをする時間が制限できない」の34%でございました。少年の健全育成を図る小豆地区少年育成センター小豆島分室でゲーム依存が各小・中学校で問題になっていると話題になったことをきっかけに、今年の6月、町内の小学4年生以上と中学生全員にスマートフォンの利用やゲーム依存に関する調査を行いました。平日3時間以上スマートフォンあるいはゲームを利用する小学生は16%、中学生は29%でございますが、休日になると、小学生は40%、中学生は65%と増えました。「スマートフォンやゲームをやめられないことがある」、または「やめられないことが時々ある」と答えた小学生は36%、中学生は58%でございました。

幼稚園、保育所など就学前の児童の利用状況につきましては調査を行っておりませんが、泣く子供を泣きやませるために安易にスマートフォンを渡す保護者もいらっしゃるからお聞きしておりますので、幼稚園、保育所などを利用する保護者へのアンケートを年内に実施したいと考えております。

各小・中学校では、ネット依存対策の授業や学校保健委員会などを活用した保護者への啓発を行うなど、工夫しながら対策に当たっています。教育委員会でも小・中学校と連携し、保護者に対して単にお子さんにスマートフォンやゲームを持たせない、使わせないなど単に禁止するのではなく、家庭でのルールづくりやルールを守らせることなど、スマー

トフォンやゲームの適正な使い方について啓発に努めてまいります。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） ただいま答弁いただきました。

町として全然ほったらかしではないというような状況はわかりました。ただ、他町の少し進んでいる状況というのが気になりまして、やはり乗り遅れないように。先ほど申しました県議会での重みといたしますか、これに対しての取り組みの仕方ということで、今日の新聞、知事の2月議会の答弁の中から人材育成とかいろんな研修会をするというふうな話を答弁いたしております。その一環だと思うんですが、昨日医師を対象に研修会を8日の日に開いておると。こういうことで、県のほうからもう少し具体的にやはり町として何か対策をやっていくべきではないかというふうなあれがなかったのかなという思いがあるんですが。

それと、数字に出てますけど、こういうふうな他町では、これが十分かどうかわかりませんが、家庭向けの啓発リーフレットをつくったりしておるというふうな町もあります。こういうふうなことも取り組んでいく考えはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 県の指導ですけれども、東部教育長会でもたびたびネット、スマホ、ゲーム依存について話題になります。

ご質問にありました久里浜医療センターのドクターを迎えて、この8月にも教育委員、教育長を対象に研修会もございました。その中でも低年齢からゲームとかスマホを使用した場合の依存度が高いというふうな話も私もお聞きいたしました。現在、県のほうでリーフレット「さぬきっ子の約束」とかいうことを作成しております、それについては県内の市町に配付がありますので、教育委員会通じて各学校に配付いたしております。ただ、現在本町におきましても、講演会、研修会ということで、全ての学校で、時期は違いますが、今年度中に全て実施いたします。

ただ、やっぱりこれからの予防について大切なことは、その研修会、講演会に来てくださる保護者の方はそれなりに家庭での教育も熱心で、子供に対するそういうルールづくり、指導についてもある程度熱心に取り組まれている方、保護者だと思います。逆に、これからはやっぱり参加していただけない家庭にも大きな問題があると思っておりますので、そういう保護者の方、児童・生徒について今後どのように予防活動を進めていくかという視点で考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 本年度中に研修会とか講演会をされるということですから、それについては頑張ってやってほしいなと思います。

一つ、見方として、高松市で中高生が話し合う会ということで、子供たちがこのゲーム依存についてのルール決めとかいろんな話し合いをして、それをみんなで守っていこうといたしますか、そういうふうな議論する場をやっております。これは、教育長、ご存じでしょうか。こういうふうなことを小豆島町もやったらどうかなという思いがあるんですけど。この場ではやはり自分たちでルールを決めて、ゲームをする時間を制限するとか、破ったらそれに対するペナルティーを決めるとかいうふうなことらしいんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今ご指摘の点につきましては、非常に大切だと思っております。特に最近のゲームについては、昔みたいに一人がゲームのソフトとゲームをするというんじゃないくて、グループを組んで対戦型いうんですか、そういうふうなこともあって、4人、5人のグループでそのゲームをやっているときに、やっぱり一人が抜けにくいというふうなことで、保護者のほうもやめなさいという指導がきつく言えない。友達から仲間外れにされるとか、そういう最近のゲームの特殊性もあると聞いております。そういう面も含めて、各学校、各学年、そういう中でそういうグループは形成されると思いますので、児童・生徒に向けてお互いがそういう面について話し合う機会をこれからは設けてまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） いろんな取り組みがやはり急ぐんではないかという感じがします。このゲーム議論については、いろんなことをすることを期待しておきます。

それから続きまして、これは先ほどの分に一部関連するかもわかりませんが、不登校に関してということで、長期休暇の明けは学校生活に悩む子供たちにとって気持ちが落ち込みやすい時期です。不登校は甘えとの考えから自分を過度に追い詰めてしまうケースがあるという。いじめを苦に亡くなった子供の言葉や医師の思いを伝える展示会が8月21日から31日まで東京都人権クラブでありました。この日のトークイベントで、2学期の始業式の翌日、2016年8月26日に娘さんが亡くなった父親が参加。夏休み中の娘さんは、友人や姉と出かけ、笑顔で過ごしていたというが、自宅でこのまま夏休みが終わらなければいいのにと話したことがある。気づかなかったが、SOSだったのかもしれないと振り返った。専門家は、学校以外にも居場所はある。子供のSOSのサインを周囲の大人が見

逃さず、無理をさせず休ませてあげてほしいと呼びかけています。

また、都内の中学2年生の女子生徒は、今年1月から不登校になっています。入学以降、勉強も吹奏楽部の練習も必死に頑張ったが、ストレスが積もっていたのかもしれないと振り返る。1年の夏休み最終日、母親に学校がつらいと泣きながら訴えた。だが、当時は学校に行くのが当たり前と考え、休むという選択肢は頭になかった。吐き気や頭痛に襲われながら2学期の登校を続けたが、週に一、二回休むように。クラスの男子から、どうせ仮病だろうとからかわれ、傷ついた。どうすべきか考えても答えが出ず、死にたいと思い始めた。冬休み明け前日に再び母親に相談すると、学校は無理して行くところじゃないよと促され、決心した。あの言葉に救われた。休んでいるうちに生きていてもいいと思えてきたと話す。

文科省の幹部は、いじめ被害などに悩む子供は、長期休暇で一時的に学校から離れた後、また苦しい学校生活が始まると考えてしまうのではないかと話した。長年不登校経験者を取材してきたNPO法人全国不登校新聞社の編集長は、保護者らに対し、学校に行きたくないと言えない子供も多い。腹痛などいつもと様子が違う際は注意をと呼びかける。これは私も見てきたことがあります。言葉で訴えた場合は限界と認識し、無理せず休んでと答えるのがよいという。フリースクールもあり、学校が全てではない。抱え込まずに専門機関に相談すべきだと話しています。

文科省は、今年6月、全国の教育委員会に悩みを抱える子供の早期発見に学校が努めることや保護者や地域が連携して子供を見守ることなどを通知しました。本町ではどのような対応をされていますか、教育長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 森口議員からの不登校に関してのご質問に答弁いたします。

ご質問にあります通知につきましては、文部科学省から本年6月6日付で、児童・生徒の自殺予防に係る取り組みについて、18歳以下の自殺が長期休業明けにかけて急増する傾向にあることを踏まえて、教育委員会や各学校において適切に対応するよう依頼がございました。

学校における早期発見に向けた取り組み、保護者に対する家庭における見守りの促進、学校内外における集中的な見守り活動、ネットパトロールの強化など、児童・生徒の自殺予防について、組織体制を整え、保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、長期休業明けにおける児童・生徒の自殺予防に係る取り組みを積極的に実施するよう求めています。この通知を受けまして、各学校へ周知するとともに、児童・生徒に対してSOSの出し方

やSOSの出せる場所についても改めて指導するようにいたしました。

そこで、本町の対応の仕方ですが、不登校については、本年度は小学校3名、中学校3名の計6名となっております。不登校の場合は担任が本人との面談ができるように努めるとともに、保護者にも働きかけを行い、状況に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携して取り組んでおります。また、本人や家庭の状況に応じて健康づくり福祉課との連携も図りながら、関係者が集まるケース会議を開催し、今後の対応について協議も行っております。その結果、1名については小豆地区少年育成センターが教育支援センターとして運営している若竹教室に通っており、できれば再登校につなげたいと考えております。

次に、登校渋りなどの課題を抱える児童・生徒については、場合によっては登校時に担任や管理職が校門まで出迎えるような場合もございますし、家庭まで迎えに行くようなケースもあります。

その他の対応としては、年数回はアンケート調査を実施し、いじめの早期発見や児童・生徒の悩みの把握に努めております。そのアンケートの内容によって、担任が児童・生徒本人や保護者からの聞き取りを行うようにしており、この場合も必要に応じてスクールソーシャルワーカー等による相談も実施しております。

最後に、不登校を含めて悩みを抱える児童・生徒については、その背景が全て異なることから、児童・生徒本人、保護者、家庭状況等を十分に把握して、適切な対応に努めたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 不登校の定義と伺いますか、これは今さら言うまでもないんですけど、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気とか経済的な理由によるものは除いたと定義していますが、これで先ほど小学校で3名、中学校で3名の不登校の対象になっている子がおいでということですが、1名は復帰できる見込みがあるというふうな状況ですが、あとの小学校3名、中学校2名についてはどのような対応、先ほど教育長が言われたような対応でいっておると思うんですが、見込みと伺いますか、状況はどんなんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 不登校に至るまでの段階においては、スクールソーシャルワーカー、担任、今いろいろな形で相談をして、不登校に至らないように努めることにつきま

しては、ある程度の効果があると思います。ただ、完全にもう学校に一日も出てこれない児童・生徒の場合については、なかなか家庭訪問行った際に担任のほうが面談できるケース、できないケース、いろんなケースがございますけれども、完全に家庭内から一切出れないケース、不登校ですけど家からは外に出れるケース、いろいろあるんですけれども、実際不登校となった場合については、なかなかケース会議開いても、新たな再登校へ向けての対策というのはなかなかないというのが実情です。今後引き続きどのような児童・生徒、保護者も含めて精神的な心のケアをどう進めていくかというふうな形で検討というか、協議を行っているのが実情でございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 私は、実は先ほど言いましたけども、学校がある時間には家にこもっておる、そして学校が終わると外へ出ていくというようなケースを今まで見てきたことがあります。これはもうかなり昔の話なんですけども、今はもう一人前の大人となっておりますけども、これによってやはり進学とかいろいろな面に影響してくる。まして先ほど質問をしましたこの不登校の原因というのが先ほどのゲーム時のスマホなどの仲間から外れてそちらのほうへ行ってしまったというふうなこともないことはないかなど、関連してるのではないかなというふうな感じがしますが、そこらあたり十二分に学校として、また現場として対応していただかないと、やはり将来に向けて一番大切な学校へ行くのが当たり前の義務教育の期間ですから、この期間に一度外れますと、やはりなかなか一般といいますか、ほかの子供と同じように進んでいくのが難しくなってくるということになりますので、そのあたりは十二分に教育委員会としては考えておられると思うんですが、そのあたりはもう十二分に対応していくということによろしいですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今ご指摘ございましたけれども、対応については今まで説明したとおりでございます。今後も継続してできるだけ、ただ不登校は昔は問題行動という位置づけだったんですけれども、現在は不登校イコール問題行動ではないという認識に変わっております。必ずしも再登校することが最終ゴールでなくて、不登校という場合も今の時代はネットとかそういう環境がありますので、そういう方面で勉強する機会を提供するというのも大切だというふうに言われておりますので、いろいろ情報を集めて、その不登校の対策については十分対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 教育長は今そう言われておりましたので、期待しておきます。

くどいようですが、やはり大事な若いときに急に全体から遅れていくというか、そういうふうにならなくなると、やはりなかなか大変な経験になります。それが絶対全部だめということはないんですが、やはり一般的に学校へ通って勉強してと、団体生活を送ってというふうなのが一般的だと思いますので、この不登校がゼロになることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は 11 時 15 分とします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 7 番大川新也議員。

○7 番（大川新也君） それでは、私のほうから 3 問質問させていただきます。

1 問目、自然環境保全条例の制定をということでございます。

瀬戸芸夏会期を目前に、ある U ターン者から私のほうに 1 通のメールが入ってきました。神浦が大変なことになっているとのことでございます。内容は、神浦コミュニティーセンターの対面の山際に太陽光発電の施設設置工事が開始されているというふうな内容でございます。すぐに私も参りまして、現場を見させていただきましたが、畑ですか、山ですか、切り開いている工事が行われておりました。確かに国も太陽光発電事業は推奨しておりますが、なぜこの場所かというふうに疑問に思いました。当然この U ターン者の方からのメールもそういった内容でございました。メールは質問書の最後につけたと思いますが、原文をそのまま私が書いておりますので、いろんな思いを書いております。その後、町の総務課のほうに参りましてお話を聞きましたが、当然その場所は個人所有の土地であり、個人同士での契約というか、そういうふうな形で町としてはどうしようもないんですというふうな回答でございました。

観光の島小豆島として自然環境保全に向けて何らかの手立てを打っていかねば、今後もっともっと乱開発が続くのではないかと私は思います。土庄町では自然環境保全条例を制定しておりますが、当小豆島町は環境条例はございません。香川県下 8 市 9 町のうち 3 市 2 町が環境条例を制定しておりますが、やはり環境条例を制定したからといって、その規制にかかる、かからないというふうなことで開発がとまるというふうなことはないかとは思いますが、ある程度自治体も把握できるのじゃないかというふうなことを感じられます。

平成 25 年 6 月の議会のときに、私、質問したことがあると思いますが、寒霞溪清滝山の南西部分で、県道に即した面に太陽光パネルが開発されました。その当時、町長も私の一般質問の内容を、初めてそこに太陽光パネルを設置するような工事が始まっていることを知ったということで、自治体には何の連絡もなかったし、その当時あそこは寒霞溪の国立公園の範囲外であるからいたし方ないというふうな答弁があったと思います。そんなことを考えますと、やはり環境条例というふうなものは要るのではないかというふうに思います。全国各地でいろいろな自治体、環境条例をつくっておりますが、あくまでも条例でありまして、申請を受けて、面積等の関係もありまして、該当しないところはすぐさま申請が通るといふような状況になるかと思いますが、やはり先ほど申しましたように、小豆島の観光、観光の小豆島、やはり環境を守るのも我々の力で守っていかなければならないと思いますが、やはり先ほどのこの Uターン者からのメール、また Iターン者の方も、この小豆島がよくて、小豆島が好きで来られている、帰ってきた方々と思います。そういった方の思いを、声をやはり町として大切にするためには、そういった方向で向かっていくべきではないかと思います。小豆島を守るためにも環境条例の制定はどのように考えておりますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、自然環境保全に対する小豆島町の考え方についてご質問をいただきました。

再生可能エネルギーを推進する必要性は高いものと理解しておりますが、すぐれた自然景観を有する小豆島にあつて、これらの施設整備には景観、環境、周辺住民の感情に十分配慮する必要があるとは考えております。これまで小豆島町では、太陽光発電施設を整備しようとする事業者から相談があった場合には、主に施設周辺の住民と適切な関係構築が図られるよう助言、指導に努めてまいりましたが、現行法の枠組みでは事業者の行動を制限することは実質上不可能な環境でございます。

ただし、これらの施設整備に対する諸問題が全国的に顕在化していることから、国の動向を注視しながら、これまでの事例や他団体の対応状況を参考に、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

詳細は担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入に関しましては、国が積極的に推進し、あわせて規制制度改革が行われたことから、太陽光発電施

設を初めとします施設の設置自体、規制法が存在しない状況でございまして、平成 24 年の固定価格買取制度の導入以来、全国各所で施設整備が加速し、現在に至っております。全国の整備事例の中では、地盤の安定性や景観、環境保全の面で問題があると考えられる事例も見受けられまして、地域住民の反対を受ける事例も発生しており、小豆郡内でも同様の事例が報道されたところでございます。

再生可能エネルギーに関します施設整備に関しましては、町長の答弁にもありましたように法規制が存在しない状況でございまして、これまでも新たな施設整備を覚知する都度、開発行為に関係します規制庁、環境省とか都道府県の当局でございまして、確認を行ってまいりました。結果としまして、施設整備をとめることはできないものと感じております。

次に、議員のご発言にございました自然環境保全条例に関しましては、自然保護に対する基本理念を定めるもので、開発行為に対する規制を定めるものではございませんが、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

関連しまして、今年 4 月から香川県太陽光発電施設の設備設置等に関するガイドラインの運用が開始されております。事業内容の把握、周辺環境、景観への配慮の努力、周辺住民との合意形成を求める内容にとどまっております、今後も香川県独自の規制を設ける動きもございません。

これら施設整備を原因としました諸問題に関しましては、既に全国各地で顕在化しております、これらの事例を参考に調査研究を継続する一方で、国の政策動向を注視してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） 調査研究、検討、確かにいつもの答弁どおりなんですけど、環境省も太陽光発電事業を環境保全対策に関する自治体の取り扱い事例集、いろいろな事例でこういうふうなときはこういうとこというふうに記載しております。そのところで、やはりこれ土庄町にも条例制定しております。土庄町が昭和 48 年に土庄町自然環境保全条例、また平成 23 年には土庄町環境条例、施行規則等まで制定しまして、太陽光発電設備等の類を加えております。これ先ほども答弁のほうで条例を定めても規制はできないということがわかっております。しかし、観光の島ということを考えて、ある程度の開発に関しては前もっての自治体への届け出を条例なりなんなりで示していただくと。先ほども申しましたように、平成 25 年のときの寒霞溪の中腹での太陽光パネル、今寒霞溪のロープウエーの山頂から見えますよ。あの当時の答弁では、その事業者側が植栽をして見えなくする

と。あれから何年たってますかね。五、六年。植栽はしてるんでしょうけど、まだ十分見えてます。そういったところを考えていくと、やはり今回の神浦の問題、また町内いろんなところでこの太陽光パネル、今設置されております。一般家庭の屋根の上につくる太陽光パネルは当然補助金も出ておりますから、いろんな意味でオーケーだと私は思いますが、やはり土地なり、山林なりそういうふうなところを切り開いてこの開発をしていくのはいかがなものかと感じますが、今ちょうどふるさと村のトンネルを渡って、ふるさと村に入った左側の山手でも最近パネルが新しく設置されましたね。あのあたりもやはりふるさと村に来た観光客は山を見て、ああ、あそこにパネルがあるなというふうなことも感じると思いますが、そのあたり町として調査研究、検討するというんですけど、具体的といえますか、前向きな考え方でそういった前もっての申請を自治体のほうに上げるというふうな規制なりそういうふうなことはできないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘の条例等に関します事前覚知の手法でございますけれども、過去事例でもおっしゃっていただきました寒霞溪の事例、それ以降県のほうに開発許可出される場合については、それぞれ所在します市町村に意見照会が来るような仕組みに変わっております。ですから、現時点におきましては、太陽光発電施設整備に当たりましては事前覚知できるような枠組みができておりますので、その都度自治会長さんあるいは関係者の皆さんに意見照会をするようにという条件つけてお返しするような行動を今とっております。

ご指摘の環境保全条例あるいは景観条例等ございますけれども、土庄町には既にごございます。これについてもあらかじめ届け出、許可じゃなしに届け出ということで枠組みが組みまれているところその届け出していただいても、規制をするような権限が、権能がありませんので、手続を1つ増やすような状況でございます。

一方、先ほどの答弁でも申し上げたんですが、規制庁、環境省とかにも随時ご相談しておるんですが、自然公園法等で普通地域、特定地域ございますが、よほどの保全が重要な区域を除きまして、それ以外の地域でも太陽光については工作物に当たらないという法律の枠組みになっておりますので、環境省の職員のコメントでもとめることはなかなかできないというご意見をいただいております。ですから、今後、その規制等については、全国的にいろんなその条例制定しておりますので、そういったモデルケースを見ながら研究を進めてまいりたいと思っておりますけれども、現在の国の政策としての方向性あるいは規制改革をして別枠で置いとるような状況でございますので、直接規制につなげるような条例制定

を考えていくというのは現時点では非常に難しいと思っております。ただし、先ほども申しましたように、これ全国的に顕在化しておる状況でございますので、国がどういった方向性を示すか、これを注視しながら遅れをとることないように対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） わかりました。

実際にこれ私の今田んぼつくつとる隣にも最近太陽光パネルできました。朝から晩まで日が当たってます。業者の人に聞きますと、発電し過ぎて機械がとまるまでのいい場所なんだと。実際にこれ太陽光発電で電気を電力会社に売った場合、その分電気会社が買上げた分が電気料に我々に上乘せされてきてるというのをやはりもう少し考えていかないかんのんかなと思います。国の制度ですから仕方ないこともわかりませんが、そんなことでできるだけこのUターン者、Iターン者の思いがあるということをまた肝に銘じて、今後こんなことに考えていきたいと思っておりますので。

続きまして、2問目に参ります。

学校再編はもっと議論をということでございます。

学校再編については、7月30日開催の総合教育会議にて、教育大綱を一部修正することを申し合わせされました。翌日新聞にも大きく報道されました。昨年の9月、また今年3月の議会で私が再々度学校の統合、学校再編について質問したとき、町長は答弁で、早い時期に議会の皆様ともご相談させていただきながら、今後のその再編等に関する進め方を検討すると答弁がありました。その後、いろいろ会を持たれたり、保護者、学校関係者の意見は教育委員会、教育長のほうで聞いて回ったというふうな情報もありましたが、議会とは相談はかかっておりません。先日行われました総合教育会議も、ごく一部の議員しかメンバーではありませんが、その中に入っておりませんでした。また、議会に教育民生常任委員会が1回開かれましたが、そこはそれ以外の議員は意見も言えませんでした。そんなところで、先日のこの修正するというふうな意見が取り沙汰されること自体が私たち議員にとっては納得できておりません。議論する場も設けてないのに、こういうふうな結論になるということ自体が私は納得できません。今小学校3校、内海に限りますが、3校の校舎は40年、50年と経過し、今年度苗羽小学校のトイレは改修するというふうな話、いろいろ今までありましたが、たまたま昨日安田小学校の視察に参りました。6年生が英語の授業、普通教室、6年生の教室から隣の学習室のほうに変更になりました。今各小学校、エアコンが各普通教室にはついておりますが、特別教室にはついておりません。そう

いったところで1時間暑い中で窓をあけて6年生が授業をしておりました、英語の。我々視察に行った人間もそういうふうな場面を見ております。暑いな、暑いな言いながら見ました。各3校ともそういうふうな状況が続いてると。安田小学校の校長に聞きますと、あっ、ここの教室は来年つきますというふうな話です。6年生はもう来年おりません。そういうふうなこと、昨日、新聞によりますと、内海は34.6度、暑いです。9月5日に小豆島中学校も視察がありまして行きました。環境がいいですね。エアコン全てきておりますし、廊下も広いし、涼しいし、やはりこれ統合の問題なんですよ。ここをもう一度このあたり議論をもっともっと我々議会とかわしてほしい。我々も言いたいことは言いたい。言って、その結論を出すというふうな考えで、これ統合は先延ばしになっておるというふうなことは私はもう少し議論が要るんじゃないか。教育長なり教育委員会が各学校、保護者に意見聞いても、大部分の方が統合はいたし方ないというふうな意見が出たそうです。そのあたりをもう一度もっとこれを議論、そのあたりを考えることはないのかどうか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から学校再編についてのご質問がございました。

最初に、7月30日開催の総合教育会議につきましては、これまでの経緯もございまして、本来の構成員である町長と教育委員会以外に外部有識者として幼・保・小・中・高の学校長や議長を初め常任委員会の委員長等にも参加していただいて開催をいたしました。その中では、これからの学校のあり方についてを議題とし、教育大綱の策定の経緯や、また教育大綱の策定後の状況について、また今後の総合教育会議の進め方についてご説明し、ご意見をいただいたところでございます。

今回の総合教育会議では、今後の総合教育会議については本来の町長と教育委員、教育長の6名の会議で開催し、必要に応じて外部有識者にも参加していただきたい。また、次回開催時には教育大綱の改正案をお示ししまして、総合教育会議でご意見をいただくという進め方でいきたいと思っていると説明し、参加者皆様の同意をいただいたところでございます。

さて、ご質問にあります議会の皆様との相談の場につきましては、これまで総合教育会議開催時の進め方と同様に、総合教育会議開催前の7月26日にこれからの学校のあり方についてを議題とし、教育民生常任委員会を開催して協議をいたしております。その中でも、総合教育会議と同様に、教育大綱の策定の経緯や教育大綱の策定後の状況について、また教育大綱については、統合ありきではなく、小豆島の宝物である子供たちがどういっ

た環境で教育を受けるべきかという原点に立ち戻ってじっくり検討させていただきたい、さらに教育大綱は総合教育会議で検討していきたいとご説明を申し上げたところでございます。委員の皆様からも、教育大綱は細かく書き過ぎている、もっと慎重に議論を重ねてもらいたい、また教育委員会ともしっかり議論、検討を進めてもらいたいなどのご意見がございました。今後につきましても、教育大綱の見直しにつきましては、総合教育会議で検討し、必要に応じて教育民生常任委員会の皆様のご意見もお伺いしたいと考えております。議会につきましては、再度議会の中で検討していただいて、全員協議会が必要であれば全員協議会の開催等も検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今の答弁ですと、十分に議会の意見は聞いた、総合教育会議に入っておるメンバー、また教育民生で十分に意見交換できたということなんですかね。これへ入ってない議員が数名おるんですね。意見も言えない議員がおるんですよ、その総合教育会議、教育常任委員会に入っていない議員ね。その方の意見も聞かずにこういった結論になってくることは私は納得ができてないんですよ。そのあたりはどんなんですか。今後また議会でそんな意見を聞くんですか、全員協議会を開いて。もう結論出とんでしょ、これ。これ教育大綱の修正はやりますと、そういうふうに聞こえるんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 見直しを行うということは決定をいたしております。しかし、今後私ども町執行部といたしましては、常任委員会制を設けている限り、やはり教育問題につきましては教育民生常任委員会を中心に議会のご意見をお伺いするというスタンスは変わりはありません。ただ、議会の中で協議いただいて、教育民生以外の議員の皆さんにもご意見をお伺いしたいということがあれば、全員協議会なりの検討を進めていきたいと思っておりますが、それはあくまでも私自身は教育民生常任委員会という委員会制度を設けておる限り、教育民生常任委員会にご報告、ご協議させていただきたいというのがスタンスでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 私も前回の教育総合会議の外部有識者の中に入っておりました。何名か今の議員の方も入っております。そのときの総合教育会議で結論が出たときには、平成33年というふうな方向性が出たと思いますが、それが今ゼロになったんですね。

しかし、先ほど申しましたように、エアコンの問題、トイレの問題、今の子供たちに我慢しろ、何年か先には統合するから、そのときにはおりませんよ、子供たちは。やれ、そういうふうな大事なことはもっともっと議論すべきじゃないかというふうなことで思いますが、もう答弁は要りません。そういうふうに思います。議会が発信して、議会から執行部に来ていただいて相談すると。議論をするのはまた今後考えたいと思います。

時間がないので、3問目に参ります。

区域外就学の現状はということです。

町立小学校及び中学校通学区域並びに町立幼稚園通園区域に関する規則として、町は、ある程度就学に関する区域を指定しております。しかし、特別な事情があり、指定校を変更申し立てをして認められた場合は、希望する学校に就学することができるとあります。具体的に言いますと、今草壁の子供が安田小学校には一応原則通学できない。また、小豆島町の小学6年生は、中学校は小豆島中学校に行く。しかし、何らかの理由があれば、事情があれば土庄中学校にも通えるというふうなことです、具体的に。そういうふうなところで、その指定校変更の申し出、当然新学期なりが始まる前に教育委員会に提出されるんですが、そのあたりの具体的な内容、詳細は、当然部活動の関係とか、通学距離の関係はあると思いますが、どのような理由が認められるのか。その認める審査会といいますか、審査をするのは、どのあたりのメンバーで審査をしているのかということを知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大川議員からの区域外就学の現状について答弁いたします。

ご質問にありますように、就学する学校等につきましては、小豆島町立小学校及び中学校通学区域並びに町立幼稚園通園区域に関する規則により、住所のある区域によって決まります。しかし、やむを得ない事情がある場合は、教育委員会の許可を受けて変更することができるとなっております。この就学する学校等の変更には、住所を有する町内の別の学校に就学する指定校変更と町外の学校に就学する区域外就学の2つがあります。

最初に、指定校変更の現状ですが、小学校で21名ですが、中学校は1校ですので該当がありません。やむを得ない事情につきましては、教育委員会で定めた申し立て審査基準によって判断しております。具体的には、保護者の就労状況等により下校後の保護に欠けるため、祖父母宅に下校する場合や転居に伴う転校によりまして、児童等に精神的な負担を与える可能性がある場合などに許可をしております。

次に、区域外就学につきましては、東日本大震災による3名を除きますと、土庄町から

本町の学校へ就学している小学生が5名で、本町から土庄町の学校に就学している小学生が1名となっております。区域外就学の特別な事情についても、指定校変更と同様で、下校後の保護に欠ける場合や児童等の精神面の安定を図る場合に許可をしております。また、中学校の区域外就学については、いじめ等に係る場合は許可の対象となりますが、部活動や通学距離等を理由にした申し立てについては許可をしておりません。

指定校変更等の申し立てがあった場合は、毎月の定例の教育委員会におきまして申し立て内容を審査し、許可、不許可の判断をしております。児童等の就学に支障のないように努めておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 中学生はいないというふうに言われましたが、現実、池田の中学生が土庄中学校に今通ってますけど、それが把握できてないですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） その生徒については、住所を土庄町に移して土庄中学校に就学しているということだと思います。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 教育長は事情を詳しく知らないと思いますが、住所を移せば土庄中学校に行けるというのは、何のために住所を移したかというのは個人の問題ですけど、これ直接、私、関係しとる方なんですけど、親御さんは小豆島町においでますよ。ただ、住所を変えて、今土庄中学校に通っております。これ部活動なんです。これ全国大会行くようなレベルの子なんです、この子。そのあたりで、これ私がなぜこのことを質問するかといいますと、先日その方が全国大会の出場権を得まして、町長を表敬訪問いうふうな段取り、これ小豆島町の子やからというふうなことで教育委員会のほうへ相談行きましたら、いや、大川さん、この子は土庄に住所があります。実際そうですよ。土庄へ住所を移さなければ土庄中学校には行けないんですから、今教育長答弁したように。しかし、現実池田から通っておるんです。小豆島町出身の保護者が小豆島に住所を置いておりながら、小豆島町から今現状通学してると思います。そういったところで、今小豆島町、これからの若い子供たちにそういうふうな全国大会とか四国大会とか出場するとき、町長を表敬訪問しまして、お祝い金というたらおかしいんですけど、補助金を幾らか出してありますが、土庄町はそれ一切出してないんですよ。せっかく小豆島町で有望な子供たち、人材がいるのに、ただその就学の区域分け、指定校のどうのこうのというふうな文言だけで、そういった子供たちにバックアップがしてあげられないのかというふうなことで、余りにも簡単に

住所が変わってるから土庄へ行けるというふうな曖昧な考え方がちょっと甘いのではないかなと私は思います。教育委員会がその審査にはかかわってないのかもわかりませんが、そういうふうな事実があるんで、そのあたりもう少し就学に関する区域外通学とかいうふうなことは検討していくべきやないかと。

それともう一点、これやはり今中学校、小豆島に2校ありますけど、部活動でやはり指導者があそこの中学校におるからというふうなことで小豆島の有望な人材が土庄に流れている。多分結構あるんですよ、これ。しょうがないという声は後ろから聞こえましたが、しょうがないんじゃないんです。やはりそういうふうなことで満遍にそういうふうな教育委員会への先生方の異動、またそういうふうなことも先ほど安井議員の質問の中にもありましたけど、やはりいろんな部門での伸びる子供たちを育てていくということで、中学校の部活動、そんな体制も教育委員会としてそういうふうな方向を出していけるんじゃないかと思いますが、そのあたり余りにも就学に関する規制といいますか、事情といいますか、そんなことをどういうふうに考えていっているのか。小学校に関して希望があれば、そのとおり指定校変更ができるのかいうふうなことをもう一回答弁お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） まず、指定校変更のほうなんですけれども、これはもう基本的に小学校で、やっぱり低学年のうちには学校が終わった後の保護に欠ける。今は放課後児童クラブ等ありますけど、一番多いのがやっぱり両親とも働いているので、父、母どちらかの実家のほうの祖父母宅に帰るというケースが一番多くなっています。

もう一点、区域外就学なんですけれども、基本的には区域外就学を希望する場合は、例えば小豆島町の生徒が6年のときに土庄中学希望する場合は、こちらが許可をするんでなくて、先に土庄の教育委員会が土庄中学校への就学を許可するということが決まってから、こういうケースがありますけど小豆島町の教育委員会の意見を伺うというたてりになります。逆もそうです。土庄町から小豆島中学校に来たい場合は、先に小豆島町の教育委員会に来て、そこで認めれば土庄町に教育委員会で協議するということになります。これは小豆の場合は2町の間が多いんですけど、全国的に基本的に区域外就学については、そのような受け入れ学校のある教育委員会が先に許可をするのが前提になります。この区域外就学については、土庄町と小豆島町は基本的に同じ考え方でやっているということです。基本的に部活動とか通学距離については、土庄町とも申し合わせいうんじゃないんですけど、同じ方針で認めていないというのが実情です。

もう一点、指導者、これまでも私が知ってる範囲でも、剣道とか柔道とか含めてやはり

住所を移してこちらから土庄中学校へ行ったというケースも把握しております。ただ、この場合、先生はどうしても異動が付きまゝ。例えば、土庄町にいい指導者がおって、1年生で行った。2年になったときに小豆島中学校に来たいうたら、ほんならまた今度は転校するんかと。やっぱりそういうふうなんは教育の観点からも好ましくない。部活動、例えば全然ない部活動があるという場合やったら、これまでとちょっと状況が違いますけど、両方ともに例えば柔道部があって、土庄の指導者がいいから行って向こうに行って、先生がかわったらこちらへ帰るか。これはもう教育的観点からも好ましくないというふうには考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 柔道の名前が出たんですけど、私が言ようる子は柔道じゃないです。

教育長の答弁で私も納得しました。双方の町で、教育委員会でそういうふうな話し合いがあるというか、決めがあるんでしたら、それで仕方ないですけど、できるだけ小豆島町の有望な人材を小豆島町外に行ってほしくない。小豆島町で育てたいというふうには思いますので、ぜひそういうようなところで頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩いたします。再開は13時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 5番藤井孝博議員。

○5番（藤井孝博君） 私からは2点について質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、小豆島町と地方銀行、大学、保険会社との包括連携協定の活用について質問いたします。

小豆島町では、まち・ひと・しごと創生に向けた地域経済の持続的な発展などを目的に、地方銀行2行、国立、私立の県内大学、また大手保険会社と包括連携協定を提携しており、提携協定時にはマスコミ関係も取り上げられ、地域PRもできたと思います。

銀行との協定内容は、地場産業の販路拡大やビジネスマッチング、企業誘致、また観光や農業の振興などありますが、大学、保険会社は、また違った分野における活用がで

きる項目であると思います。

そこで、昨今の地域間競争が激しさを増す地域経済情勢において、包括連携協定を活用して業務活動の範囲拡大や産業振興、また人材能力開発などに相互のノウハウを有効活用して取り組むべきと思います。包括協定を行っている県内の市町村、地域団体の活動状況について、私なりに情報収集いたしました。確かに温度差はありますが、活用している地域、行政は、今盛んに言われている改革の材料として積極的に取り組んでおり、大変参考になる事例もお聞きいたしました。一方、連携協定先機関も地域活性化の役割を重要課題としていろいろな面において参画し、地域社会の活性化に努めております。

そこで、質問いたします。

地方創生の一環として包括連携協定を活用した活動の状況、また今後の取り組み計画などについてお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員から、地方銀行や大学等との包括連携協定の活用状況や今後の活用計画等についてご質問をいただきました。

小豆島町は、地方銀行としては、平成 28 年 4 月に株式会社百十四銀行、平成 28 年 7 月に同じく株式会社香川銀行、保険会社としては、平成 29 年 2 月にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、大学といたしましては、平成 27 年 4 月に四国学院大学、平成 30 年 10 月に香川大学とそれぞれ包括連携協定を締結しております。このうち百十四銀行、香川銀行につきましては、土庄町も同時に締結、香川大学につきましては、小豆 2 町と 3 者による包括連携協定を締結をいたしております。

議員ご指摘のとおり、地域間競争が激しくなる中、多種多様な課題に取り組む上で、お互いの強みや資源を有効活用して連携、協力していくことが大変重要でございますので、いま一度役場内で情報を共有し、包括連携協定の効果的な活用を検討してまいりたいと思っております。

なお、包括連携協定の活用状況並びに今後の活用計画等につきましては、担当部長からご説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○町長（松本 篤君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 藤井議員ご質問の包括連携協定の活用状況等についてご説明を申し上げます。

まず、株式会社百十四銀行でございますが、こちらは企業間や産業間のビジネスマッチング、企業力向上、観光や農業の振興を初めとする地域活性化に対する連携、協力を主な

協定内容としてございます。協定締結以来、土庄町と3者の連携によります経営者セミナーや働き方改革セミナー、また島内男性と島外女性の婚活ツアーの開催でありますとか、空き家バンク登録物件購入者のリフォームに対する無担保住宅ローンの金利軽減制度の適用、また町内企業のハラル認証に対する支援、小豆島中央病院の経営改善に向けたコンサルタントの紹介など、さまざまな分野で連携を図ってきたところでございます。

株式会社香川銀行につきましては、連携事業としては百十四銀行とほぼ同じ協定内容でございますが、香川銀行ほか2行が金融持ち株会社でありますトモニホールディングスが東京有楽町に開設しておりますアンテナショップ、徳島・香川トモニ市場のイベント時等に毎年のように池田漁協が水産物加工品を出店させていただいてることなどが主な連携事業となっております。

このほか、両金融機関の支店長さんには地方創生総合戦略会議や商工業振興協議会にも有識者としてご参画をいただきまして、専門的な見地からご意見を頂戴してきたところでございます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社につきましては、損害保険やリスク管理のノウハウを生かした暮らしの安心・安全、防災、産業振興に対する連携協力を主な協定内容としておりまして、協定締結以来、高齢者のけがや事故を未然に防ぐためのリビングリスク講座の開催のほか、本年3月には小豆島オリーブ公園を起終点とした自動運転走行の実証実験事業にもご協力をいただいたところでございます。

次に、大学関係でございますが、四国学院大学につきましては、平成25年10月上演の島民演劇「二十四の瞳」の演出を同大学の先生にお願いしたことを契機として、その後も演劇を活用したコミュニケーション教育の一環として、主に小・中学生を対象とした演劇を上演していただいていることから、教育、芸術文化の活性化、人材育成や交流の推進を主な協定内容としておりまして、協定を締結いたしました平成27年度は中学生、平成29年度、30年度については小学生を対象とした演劇を上演いただいたところでございます。

香川大学でございますが、こちらは小豆島中央病院の医師確保、中山千枚田の保全、活用、石の文化や地質の研究、のり養殖の色落ち研究、町内幼・保の人材確保を目指した保育合宿事業など、包括連携協定を締結する以前から多岐にわたって連携しておりまして、昨年度からは新たな連携事業として、東京圏の大学生に地方のよさや可能性を認識してもらい、将来の進路として地方に目を向けてもらうことを目的とした地方と東京圏の学生対流事業を始めたほか、今年度は瀬戸内国際芸術祭2019の公式イベントといたしまして、肥土山と中山の歌舞伎舞台での演劇上演、また瀬戸芸の小豆島・豊島パンフレットの作成

など、さらに連携協力の範囲を広げてきたところでございます。

なお、これら包括連携協定の今後につきましては、現在連携中の事業以外に、現時点で具体的な項目等活用計画はございませんけれども、藤井議員ご指摘のとおり、地域間競争が厳しくなる中で、時代の変化に気づくかどうか、また先進的なアイデアを出せるかどうか、またそれをどうやって形にするかが、企業はもちろんでございますが、自治体にとっても大変重要になってくると思っております。そのために、人材育成やコンプライアンスの徹底、ビジネスマッチングや経営改革など、金融機関が有する幅広いノウハウや情報、また知の拠点であります大学と連携した調査研究や実証、また若者ならではの柔軟な発想が必要なものも多々あると思われておりますので、町長から申し上げたとおり、再度職員間で包括連携協定に関する情報を共有いたしまして、それぞれのセクションが抱える課題の解決やアイデアの実現に向けて、他の事例も十分研究させていただいて、包括連携協定を活用した効果的な連携、協力を検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 今お話があったとおり、これは行政の各部署が活用できる事項でございますので、ぜひひとつここにお集まりの執行部の方々、きちんと取り組んでいただきたいということをお願いします。

先日も四国電力とイオンが連携協定を結び、お互いの強みを発揮するというふうなことで発表がございました。やっぱり地域活性化に取り組んでいる大学や県内大手企業などがせっかく島外からまちづくりの応援してくれる活動を小豆島のためにやっといこうとやってくれておりますので、これからの活躍を期待しておきます。

続きまして2点目でございますが、観光事業の取り組みについて、2項目質問させていただきます。

まず1項目といたしまして、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、期間中増加が予測される外国人旅行者に対する地方誘致計画について質問いたします。

東京五輪の開催に向け、期間中の外国人観光客の地方へ波及する期待感が高まっているとともに、増加するものと予測されます。マスコミ関係者が全国自治体に向け大会期間中に訪日する外国人旅行者への地方誘致活動の進捗状況に関してのアンケート調査を行ったところ、都道府県が約80%の誘致計画が進んでいるとの答えに対しまして、市区町村では17%の進捗状況であると取り組みが遅れております。なお、取り組みが進んでいる誘致計画の内容については、多くの地域がインターネットや会員制交流サイトの活用による地域

に魅力発信となっております。

また、お隣の土庄町の誘致活動は、五輪大会に出場する海外選手と日本住民が交流するホストタウンに登録して、認定されたと先日の新聞で報道がありました。これからの活動を見守りたいと思います。

今小豆島は、瀬戸芸などのイベント効果で、台湾を中心として訪日旅行者が多く来島しています。しかし、オリンピックに関する海外旅行者となれば、欧米を初め今以上の世界各国の人々の訪日が想定されます。これまでとまた違った旅行目的を持った人々の増加が想定され、新たな誘致戦略の実現が必要であると思います。また、今回の誘致戦略は、オリンピック後の 2025 年開催の大阪万博や同年開催の瀬戸芸の外国旅行者誘致にもつながってきます。そのためにも体験、滞在型観光を取り入れ、リピーターを増やし、新たな誘致活動が必要であり、将来の観光地小豆島にとって大変重要な課題であると思います。

そこで、質問いたします。

東京五輪の開催まで1年を切った現在、東京五輪関係の外国旅行者に向け、将来につながる新たな地方誘致活動の方策など計画しているのであればお伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員から、東京オリンピックに訪れる外国人旅行者の新たな誘致戦略についてご質問をいただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、観光小豆島の実現に向け、東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、新たな観光客の誘致に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。昨今、瀬戸内の島々が世界的に注目を集めておりますが、小豆島がより一層輝けるよう、あらゆる手段を通じて小豆島の名前を世界に向けて発信していくことが大切であると考えております。

幸いにも、せとうち備讃諸島の石の物語が日本遺産に認定され、全国的な観光イベントへの参加機会も増えてくる見通しでございます。具体的な戦略といたしましては、10月にインテックス大阪で開催されます世界最大級の旅の祭典、ツーリズムEXPOジャパン2019におきまして、せとうち備讃瀬戸・小豆島のPR活動を予定をいたしております。

また、年が明けて2020年を迎えますと、東京オリンピック・パラリンピックのプレイベントが首都圏で展開され、日本遺産認定地域には優先的な案内があるとお伺いしておりますので、小豆島をアピールする絶好の機会にしたいと考えております。まずは首都圏や関西圏でのPR活動に力を注ぐとともに、インターネットを活用した島からの情報発信や滞在施設等の受け入れ態勢の強化を図っていく所存でございます。

そして、インバウンド対応といたしましては、香川県が地域通訳案内士の制度を全国に先駆けて昨年度より開始をいたしてございまして、本町の職員2名が難関を突破し、第1号として資格登録されております。今後も英語等での現地案内や解説ができるガイドの充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、2025年には大阪万博の開催も決定しており、距離的なことを考えますと、国際観光の拡大に向けた大きなチャンスでありますので、関係団体と連携をとりながらアイデアを絞り、早い段階から誘致戦略を練っていきたくて考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから、東京五輪の観光客の誘致戦略につきまして説明をさせていただきます。

東京五輪の開催に伴いまして、地方へ訪れる外国人旅行者の増加が予想されることから、本町の誘致戦略といたしましては、昨年9月議会で答弁しましたとおり、引き続きアートの活用や増えつつあるサイクリストに対するインフラ整備、訪日外国人旅行者、インバウンドに対する受け入れ態勢を拡充してまいります。また、次のご質問にも関連いたしますが、体験メニューを増やすなど島内での滞在時間延長のための魅力づくりを関係団体と検討してまいります。また、本年度、本町のホームページをリニューアルすることにより、翻訳機能を加えるなど多言語対応を一層強化いたします。単に観光に限らず、産業や文化、食など、小豆島の魅力をフェイスブックやインスタグラムなどのSNSを活用して世界に発信してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 本当にもう時間がない中でございますので、きちんと計画を持った活動をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、観光事業の2項目めの質問をさせていただきたいと思ひます。

交流人口が増加し、経済効果が生まれる体験型、滞在型観光の進捗状況についてでございます。

昨年の9月の定例会で、交流人口が増加し、経済効果が生まれる体験、滞在型観光事業に早急に取り組むべきと質問いたしました。町長からは、観光施設ごとの滞在時間が延びる工夫と各施設をつなげる周遊ルートの開発に向けて、関係団体などと協議検討しながら推進すると答弁がありました。

この1年、町内の各市町村や地域団体では、夜型観光を含めた体験型、滞在型観光に積

極的に取り組んでいる状況が目につきます。また、高松市内を中心に活況なホテル業界では、昨年同様、今年度も新たなホテルの建設や設備が次々と計画されており、観光ビジネスの需要を取り込む動きが一層加速化しております。

そこで、小豆島の観光事業にとって大変重要な事項と思い、改めて質問いたします。

他の地域に負けない交流人口が増加し、経済効果が生まれる滞在、体験型観光について、スピード感を持って関係団体などと協議検討し、何か施策を講じているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 次に、体験型、滞在型観光につきましてご答弁を申し上げます。

小豆島の恵まれた自然環境の中で、家族連れやグループなどを対象とした滞在型、参加型の総合観光レクリエーション施設を小豆島ふるさと村と小豆島オリーブ公園において展開をいたしておるところでございます。また、夜型観光につきましては、中山千枚田の虫送りや中山春日神社奉納歌舞伎のように、地域の文化、伝統行事を夜型観光として交流人口の増加と経済効果が生まれるよう取り組んでおるところでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから体験型観光につきまして説明をさせていただきます。

小豆島には、毎年 100 万人を超える観光客が訪れております。秋の紅葉に代表される寒霞渓、大小さまざまな棚田が広がる中山の千枚田などの自然景観を初め、醤油やつくだ煮、そうめん、オリーブなどの食文化、また農村歌舞伎、八十八カ所霊場などの伝統や文化もあります。加えて、春のオリーブマラソン全国大会、夏のマリンスポーツやサイクリストの増加、さらに今年は瀬戸内国際芸術祭によるアートイベントや島フェスという音楽イベントなどの魅力的な体験型、滞在型の観光も増えております。

小豆島ふるさと村では、利用目的に応じて旅館タイプ、別荘タイプ、オートキャンプと宿泊施設を完備しております。そのほか、栈橋からの釣り、そうめん流しやヨット、カヌー教室、そしてクラフト教室やイチゴ狩りを体験できる施設も充実しています。

小豆島オリーブ公園では、オリーブの葉のしおりづくりやポストカード作成などのワークショップを通年開催しており、毎年 10 月には収穫や搾油場見学体験、オリーブの魅力に触れるオリーブ収穫祭を開催しています。

次に、島の魅力を生かした夜型観光としましては、火手をかざしながら夕暮れに豊作を願う中山千枚田の虫送りが日本の原風景とも称される千枚田での伝統行事として観光客に大変好評であります。また、小豆島ふるさと村では、宿泊客を対象とした中山の蛍ツアーやサンセットカヤックなどを行っております。特に星空観察会は、昨年度の実績で申し上げますと、90日間で約970人の体験があり、オフシーズンの集客にもつながっております。

こうしたさまざまな体験メニューを加えることにより、宿泊する観光客が増えるよう取り組んでおります。

二十四の瞳映画村では、数年前から小豆島における夜型観光が重要であるとの考えから、毎年イベントとして組み込んでおり、昨年秋には村内をライトアップし、アーティストによるライブを楽しむ「秋の夜長に縁詣Night」に3日間で483名の参加がありました。なお、宿泊施設から遠距離であることや夜間に勤務する人材確保の課題があるものの、収益性が担保できれば今後も夜型観光を継続する予定でございます。

最後になりますが、観光施設や関係団体とも連携して、体験型、滞在型観光の充実を図り、交流人口を増加させ、経済効果が生まれるよう今後も取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5番（藤井孝博君） 確かに今小豆島の観光ビジネスはフォローの風が吹いております。私が一番懸念するのは経済効果でございます。前回もお話したように、やはり宿泊しての経済効果ということを実際に真剣に考えていかなければ、もう今日の新聞にも載っておりましたけど、高松のホテルはどんどんできておりますし、高松周辺での夜の観光、その夜の観光は何かというと、宿泊させるための手段でございます。だから、そういうことも打ち勝つために、やはり経済効果が宿泊する、せんは5分の1の差がある。だから、小豆島町はひょっとしたら観光のフォローは吹いておるかもわかりませんが、経済にとっては5分の1しかないというふうなことが考えられますので、ぜひその経済効果を含んだ体験、滞在型というべきものを考えてもらいたいと思います。

それと、今後の大型イベントなどにより、ますます想定される外国人旅行者をターゲットにした観光ビジネスは全国各地において誘致競争が激化すると思います。競争激化にも負けないように、以前にも申し上げましたが、島外から見た小豆島は一つでございます。今こそ土庄町、また観光協会や関係団体と連携して、島は一つで、積極的な誘致戦略に取り組んでもらいたいと思います。以上で私の質問を終わらせます。

---

○議長（谷 康男君） 8番柴田初子議員。

○8番（柴田初子君） 私は1問ですけれども、ごみの減量化とリサイクルについて質問させていただきます。

今世界中の海から深刻なプラスチック汚染被害の報告が、もう連日のようにというか、報告されております。また、リサイクルできないプラスチックごみ、廃プラの輸出も、近い将来不可能になるというふうな報道も出ておりました。こういうふうなことで、既に大手企業ではレジ袋の有料化とか、ストローの廃止とか、いろんな取り組みが始まっております。

京都市の家庭から出るごみの排出実態調査では、約4割が家庭から生ごみ、また3割が紙ごみという結果も出ております。小豆島町ではどういうふうな実態があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、今小豆島町においては大きな事業が進んでおります。これは現在不燃ごみの埋め立て、一般廃棄物最終処分場であります。吉野が閉鎖をし、今現在使っている徳本処分場が令和4年に終了するために、これまで用地買収、調査、仮設道路の工事、既存建物の解体、撤去など、さまざまなことが新たに処分場整備のために進行しております。今半分ぐらいの費用がかかっていると思うんですけど、総工費が約30億円と聞いておりますが、この多額な費用をかけても処分できる期間は約15年から20年というふうに聞いております。これ20年としても、今最終処分、今のところ計画して、土地選びからずっと完成までいうたら相当年月がかかります。これが20年たって、また一から処分場の候補者、候補地探してつくるとなったら、一体これ次はどこへつくことになるんでしょうかと本当に不安になります。これを次の世代に送るわけですから、ちょっと次の世代の方は大変な思いするんじゃないかと思えます。

我々も議員としても、いろんなところの中間処理施設を視察を行いました。また、小豆地区の広域の事務組合でも中間処理のところは施設に行かれたというふうには聞いているんですけども、本当にもうこの廃棄物の容量を減らすための中間処理施設については、誰もが必要性は感じていると思えます。それで、この建設の予定はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

本年の5月24日に日本初の食品ロス削減推進法が可決されました。公明党としては、この食品ロス問題については、もう本当に早くから着目しておりまして、2015年には公明党の食品ロス削減推進プロジェクトチームを立ち上げました。18年、昨年4月には法案

を作成して、その後設置された与・野党の超党派議員連盟で合意形成をリードする立場となっております。

皆さんもうそれぞれ何度も食品ロスのことは耳にされてると思うんですけども、その中で、6月17日の四国新聞に、香川県の県内ごみっていうのが出てました。香川県の2017年の県内の家庭から出たごみの総排出量は31.5万トン、ペットボトルとかのリサイクル率は19.3%になっていると出ておりました。この総排出量を県民1人当たりの1日のごみ排出量に換算すると、地上21階建ての県庁の本館をごみ箱に見立てると、7.5杯分に相当するというふうに新聞に載っておりました。想像がつかないですけど、小豆島だったらどれぐらいになるのかなと思ったんですけども。

ただ、県は、15年に廃棄物処理計画の中で定めた20年度に一般廃棄物の排出量は29万トン、リサイクル率24%という目標値に置いているそうでありますけれども、まだまだそれには全然届いておりませんという記事が載っておりました。これについて私もちょっとネットとかで見てみたんですけども、消費者等がどうしたらこのごみを減らすことができるかという、これ2枚だけですけども出してみたんですけど、住民に啓発のために使うとか、そういうなのがあるような種類がずっと載ってました。そういうことで、こういうものを使って、この法案に沿って、行政、住民、事業者の創意工夫で資源を再利用、有効活用して、ごみをできる限り少なくする意識を全体で高めていくことが本当に大事なことでないかと思えます。

そこで、ごみの減量化とリサイクルについての今町ではどのような対策をしているのか。また、今後の取り組みをどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 柴田議員から、ごみの減量化対策、リサイクルの推進に関してご質問をいただきました。

ごみ処理にかかわる費用につきましては、必要不可欠とはいえ、多額の経費を投入するところであり、とりわけ一般廃棄物最終処分場の整備には高額な予算を確保しなければなりません。最終処分場の整備に当たっては、議員ご指摘のとおり、15年から20年を標準として計画を行います。一般的にはと申しますか、小豆島町においてもごみの減量化を推進し、より長期間の使用に努めておりますし、今後も努めなければならないというふうに考えておるところでございます。特に島嶼部にある小豆島にあつては、最終処分場の整備に必要な用地の確保が大変困難なことから、ごみの減量化には一層の努力が求められて

いるというふうに認識をいたしているところでございます。

一方で、これまでの調査で、不燃ごみに多量のペットボトルが混入しているなど分別が十分でないケースが確認されております。小豆島のごみ処理体系では、不燃ごみとして排出されたごみは全て最終処分場で処理を行い、都市部のような清掃工場が整備されていないことから、ごみの分別に関しては、住民の皆様のご行動に全てが委ねられているのが現状でございます。このようなことから、ごみの分別の徹底、ごみの減量化に対する住民意識の高揚は極めて重要な課題でございますので、食品ロスの発生原因が消費者の生活習慣に起因すると言われていているということもでございますので、今後一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、議員質問にありました都市部の清掃工場に相当するいわゆる中間処理施設に関しましては、現在小豆広域で検討、調整が行われておりますので、ご理解いただけたらと思います。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、議員ご指摘のいわゆる廃プラスチック、これをめぐりましては、主に中国の輸入禁止措置によりまして、廃プラスチックの国内滞留や海洋に漂流するマイクロプラスチックによる生態系の悪影響が懸念されておるなど、廃プラスチックの処分に関しては国内は転換期にあるものと感じております。国が国内のリサイクル体制の再整備に着手する一方で、プラスチックそのものの利用削減が求められており、今後の企業の取り組みも必要ですが、消費者の行動がより重要になってくるものと考えております。

町長の答弁にもございましたが、ごみ処理に関する住民意識の高揚は、プラスチックの利用削減あるいは食ロス、次世代への資金と申しますか、投資費用のつけ回しにもつながる話でございますので、これまでも自治会総会など機会を捉えてごみ分別に関する説明などを行ってまいりましたが、一層の啓発と情報提供に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の可燃ごみの組成については、ちょっと私、今数値持ってないんですけども、町長の答弁にもありましたように、不燃ごみに多量のペットボトルが混入しておるという状況で、調査につきましては、平成 29 年 7 月夏場、それと 11 月に実施いたしております。家庭系のものをとって内容をご説明差し上げますと、当然ながら不燃物として分類できるものにつきましては 46.5%、それ以外の可燃物、本来であれば可燃ごみとして出していただくものが 28.6%、それと資源ごみとして出すべきものが 25%も混入いたしております。

以前、パッカー車が火災を起こしまして、内容物を出したときに非常に多量のペットボトルが入っておりましてがっかりした印象があったんですけども、資源ごみにつきましても、この25%のうち、ペットボトルが36.2%、スチール缶が8.9、アルミ缶が13.9%、あと飲料用の瓶が37%混入する状況でございました。

こういった状況の中から、最終処分場、皆様の可燃、不燃ということで分別お願いしまして、最終的には不燃として出されたものは全て最終処分場に入っております。ですから、以降、選別工程がございませんので、住民の皆様の意思のみに委ねられておるといところで、これについては非常に啓発が、町長の答弁にもございましたが、非常に極めて重要なところでございます。

環境衛生課といたしましては、分別のチラシ、過去5年前ぐらいに新たにつくったんですけども、この内容につきましても、新たに内容を精査しまして、今情報の整理をしておるところでございます。加えまして、チラシにつきましては、概念的な話と申しますか、大きな話しか書いておりませんので、廃棄物品目ごとの捨て方と申しますか、処分の仕方につきまして、今土庄町と情報共有しながらデータの整理をしておるところでございます。次年度以降、事業化できればと考えております。

次に、いわゆる中間処理施設に関しましては、町長の答弁にもございましたが、小豆広域で検討、調整が行われております。内容の説明につきましては差し控えますが、一般的な中間処理施設にありましては、不燃ごみ、それと粗大ごみを破碎しまして、専用の選別機による選別工程を設ける例が比較的多く見受けられます。これまで集積所などから直接最終処分場に持ち込まれていたごみ、これは徹底的に選別されまして、鉄などの再生利用が可能なのは売却、可燃性のは焼却処理、残る不燃ごみにつきましても、砕いて容積が縮小された状態で最終処分場に搬送されますので、大きなごみの減容効果が期待されるものでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 啓発は本当に大切だと思います。私自身もそうですけど、なかなか言わないとできないってところもありますので、今課長もおっしゃられたように、私もちょっと見ましたら、これへ出てますよね。皆さんいただいて、置いている方、男性の方は余りごみはあれなんかもしれませんけども、私らはいつも見えるところに張って、とめて置いているんですけども、これ平成28年3月に出して、各家庭に配布されておりました。もう本当に課長が言われたようにもう4年も5年もたってますので、また新しくいただいて、意識を高めるっていうか、それと今土庄町と一緒にデータを集めていま

すけれども、いろんな自治体を見ますと、本当に細かくあいうえお順に、例えばアルミ缶だったらどういうふうにする、次の「あ」だったら何って、もうホームページなんか開くと、本当にあいうえお順でここまで細かにどういうふうに分別するか、これは可燃ごみか、不燃ごみかっていうのが細かに書いておりました。私の年齢で言うと余りそこまで細かにあれなんです、若い人はもうスマホを常に使ってますので、わかりやすいようにそういうふうなんで見ていただくっていうのはやっぱり大事なかなと思います。

それと、今ペットボトルのリサイクルの話されましたけども、私、今年の夏に若いお母さんが子供さん連れて自動販売機でいっぱいジュースとかそんなん買ってますよね。その分もこれリサイクルでペットボトル出してるって、資源ごみで出してるって聞いたら、もうややこしいから、もう燃えないごみで全部出してるって、そういうふうな返事でした。いや、それはいかんわと。もういろいろ説明をして、やっぱりこういうところで今は物すごいお金をかけて処分場ができよるんよと細かく説明しました。これが次々の世代に、子や孫に送られていくと大変なことになるので、今意識をして、ごみの分別、そういうなんをやっていかないとという話をして、つい最近ですけどもその方にお会いしましたら、分別するようにちゃんとして出しましたという返事っていうか、そういうふうなこと言われましたので、やっぱり言うていくっていうことが大事だと思うんです。今の処分の多額の費用も住民に公表して、今幾らぐらいごみの処理についてとか、人件費とか、そういうなんには幾らかかっていますよと。その分をリサイクルしたり、そういうぐあいにしていくことでどれぐらいのお金が浮いて、それをどこへ回すかと。若いお母さん方とこれからの人だったら、子供の教育、子育てに使ってもらおうとか、そういうふうなことをどこにどういうふうにお金を使うかっていう、始末して余ったお金をどこへ回す、これ家庭と一緒にだと思うんですけども、そういうふうなこともやっぱり住民の方に周知するっていうことはすごい大事やと思うんですよね。ほとんどの方がどないしてどないするんやろう、全然知らんっていう方のほうがほとんどやとは思いますが、細かくやっぱりそういう説明とかいうのはしていただきたいと思います。それを新たにもうこういうのも出していただきたいと思います。今そういうなんで、このごみの分別のはまた新たに作成する予定はあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 今その準備を進めておりますので、一部その資源ごみの出し方についても、排出先と申しますか、受け入れ事業者の都合で若干排出方法は変わってくる状況もございます。そういった現下の最新の情報を登載したものをつくりたいと思

っております。今その準備を進めておるところでございまして、間もなくお配りできるのではないかとということで努力をしております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 細かいことですが、そのときにここにちょっと穴をあけていただいて、ちょっとひもを通して、どこかにつるすってというような。このままだとそのままさっとどっか行ってしまうということになきにしもあらずですので、そこまですると案外と大事にしていただけるとは思いませんので、ちょっと考えていただきたいと思えます。

それと、親御さんもそうですけども、やっぱり子供さんにもうこの環境問題っていうのは大事だと思います。前々回の瀬戸芸のときに、瀬戸芸の会場にごみの分別した分を置かっていうので、標語を一回集めました。ご父兄の方と子供さんが夏休みに考えて、優秀賞を表彰したりとかそういうふうな親子の意識っていうか、細かいことですがけれども、そういうなんも大事じゃないかと思えます。

学校関係で、教育現場のほうではこういう環境問題とか、今ごみの収集というか、廃品回収ですか、そういうものもほとんどなくなってますので、ごみとかそういうのに対する意識も子供たちも少ないんじゃないかと思えますので、学校教育の現場でもそういうふうな取り組みをぜひお願いをしたいと思えますが、今の現状はいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 学校関係では、中学生よりもまた小学生、小さいころからの位置づけが大事ということで、授業に関しては社会科の授業なんですけど、4年生5年生も少しあるんですけどでごみの処理とか利用についての授業がございまして。そのときにクリーンセンターとかリサイクルセンターのほうに見学なども行っているようです。

廃品回収なんですけど、今ちょっと池田小学校はもう最近してないというふうに聞いてんですが、ほかの内海地区の3小学校は年1回は実施しておるとのことです。

それ以外でリサイクル関係ですと、これも内海地区の小学校になるんですけど、児童会のほうで各学校のほうに空き缶を収集できるボックスみたいなん置いて、そこに空き缶を集めて置いておくと。たまれば業者に引き取ってもらって、換金して、児童会の子供さんが欲しがってる例えばボールを購入するとかそういう分に充てて、そういうリサイクルとかについて何か意識づけっていうか、そういう学習の一つとしてしておるとのことです。

あと池田小学校ですと、海上保安庁と協力して、海洋教室いうのを6年生が年1回やるとのことですけど、そこで先ほどちょっと話も出たんですけど、マイクロプラスチックとかそ

ういうことについても学習しておるといふうに聞いております。以上です。

○議長（谷 康男君） 柴田議員。

○8番（柴田初子君） 今 2005 年のこの国連サミットで採決されたっていう SDG s、このマークの 17。SDG s は、貧困や飢餓の撲滅、環境問題、環境保全、平等の実現など 17 項目の目標から成り、その下に 169 の具体的なターゲットを設置しているんですけども、いろんな取り組みのことなんですけれども、これは地方創生の地域振興につなげようといういろいろ各自治体とも今どんどん進んでいるような SDG s っていうことなんですけれども、これは 2030 年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現を目指す。国際社会の共通目標である国連の持続可能な開発目標 SDG s の取り組みが進んでいるっていうことが新聞にも載ってたんですけど、そのときにこのごみの問題、ここは 17 の項目あるんですけど、その 12 番目のところにつくる責任と使う責任というところがあるんですけども、その中にごみの問題とかがそこに入ってくるんですけども、その中に先駆的な取り組みが進んでいるっていうことで、鹿児島県の大崎町っていうところが、「混ぜればゴミ、分ければ資源！」っていうふうに銘打って、行政と企業、住民の 3 者が協働型でごみのリサイクル事業を実施をしていると。ここではリサイクル率がもう 80% を達成しているっていうふうな報告がありました。ちょっとまたいろいろホームページでもあけて見てもらったらあれと思うんですけども、そういうふうにして先進的にもう国連が決めたり、そういうところでもういろんなところが取り組んでいますので、そこらを一つの事業として、ごみのリサイクル、ごみの減量のことこれからも取り組んでいただきたいと願しまして、終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、12 番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は 3 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、保育の“無償化”についてです。

幼児教育・保育の無償化がこの 10 月から実施予定です。しかし、その財源は消費税です。消費税は家計消費に大きく影響し、子育て世代の暮らしに負担が直撃します。世論調査でも増税反対が多数を占めており、子育て支援と消費税増税を両てんびんにかけるべきではありません。また、高額所得世帯は年間 24 万円の保育料がゼロになるのに、現在保育料が減額や免除になっている低所得世帯では全く恩恵がなく、反対に給食費が実費徴収になるなど、親の願いとはかけ離れています。特に乳幼児の給食は食育であり、保育の一環です。また、給食費は保育に要する費用に含まれており、委託費の一部でありますから、

現行法に照らせば、給食費だけ実費徴収というのはおかしいという指摘もあります。児童福祉法は、給食は保育の一環と位置づけ、保育所に調理室を設置し、実施してきました。この歴史を考えると、保育所の給食費は無償とすべきだと思います。全国で各自治体が無償化を進めているところが増えております。県下では、丸亀市と三豊市が全額補助を決めております。本町でも3歳から5歳児の給食費の全額補助をしていただきたいと思います。どうか、どうでしょうか。現在、町独自に県下で2番目まで保育料を引き下げております。その財源で実現できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から、保育の無償化に関連して、給食費を無償化にできないかのご質問がありました。

まず、これまでの保育所における給食費について申し上げますと、保護者から毎月保育料の中に副食費を含んでご負担いただいております。今回の保育料無償化は、副食費を除いた保育料部分の無償化となりますので、副食費は従来どおり負担していただきたいと思います。なお、副食費につきましては、国から市町村民税所得割額が一定額未満の世帯と第3子以降のお子さんにつきましては、徴収しないことと示されております。

第3子のカウント方法が国と本町では異なっています。国については、小学生就学前の児童の中で、もしくは小学校3年生以下のお子さんの中でカウントすることとしています。一方で、本町の場合は、お子さんを扶養する保護者の被扶養者の中でカウントしており、国の基準より広く第3子を捉え、多子世帯の負担にならないように応援しています。

主食費は、従来から保育料とは別に負担していただいております。引き続き負担していただきます。

幼稚園の給食費につきましては、1食につき主食費25円、副食費220円を合わせた245円に出席すべき日数分を掛けて、月額として約4,900円を負担していただいております。今回国から示されました副食費の基準額が月額4,500円とほぼ本町の副食費と同額でしたので、幼稚園におきましては、引き続き1食245円の負担をお願いしたいと思っております。保育所は、国が示しました副食費の基準額4,500円と主食費500円を合わせた月額5千円を負担していただきます。

なお、国が示しました主食費の基準額は月額3千円でしたが、本町における主食費の実績では、1食25円となりますので、今後も月額500円の負担をお願いしたいと考えております。

また、最後になりますが、給食費を全額補助してはどうかのご提案ですが、小・中学

校の学校給食と同様、幼稚園、保育所におきましても給食費は食材料費のみの負担となっておりますので、今後も引き続きご負担いただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 保育所の給食ってというのは、保育所保育指針はもとより、保育所における食育に関する指針や保育所における食事の提供ガイドライン、また第3次食育推進基本計画に基づく保育所における食育の推進などを通じて、食事は保育と一体のものであり、保育そのものと決して切り離せないものとして何度も強調されてきたものです。その中では、家庭での子供の食は危機的だというそういう認識を示して、保育所の役割として家庭の子供たちへの支援も明記されております。保育所の子供も実費、受益者負担ってというのは、保育と給食を切り離して食費だけを取り出すということになります。保育は受益ではなくて権利で、子供たちは権利として保育を受け、その保育と切り離せないものとして給食の提供があるのではないのでしょうか。給食の実費徴収ということは、今まで築いてきた保育そのものを否定するものになるのではないかと思います、その点はいかがのでしょうか。

それと、保育料が無償になっても給食費が実費徴収となるために、これまで保育料が無料だった人で負担が増えるとなる世帯があるのではないかと思います、その件数がわかれば教えていただけたらと思います。その2点お願いします。

○議長（谷 康男君） 後藤教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） まず1点目ですけれども、まず保育所における給食提供、これはまず一番に安全確保するというので、どの施設でも原則自分ところにつくったものを提供しなさいというのが大前提であったと思います。ですので、保護者の方からもご負担いただきたいと思いますし、先ほど議員がおっしゃられた家庭での食育が非常に危ういというところもあるというお話でしたら、なおさら保育所で提供する給食費につきましてはご負担いただきたいと思います。

それから、今回の制度改正によりまして新たに副食費の負担が増えるというご家庭はないようにします。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 負担が増える家庭がないようにしますということは、国の基準どおりしたら、そういう世帯が出るということではないんですか。町が独自でそれを行うということですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 先ほど教育長答弁でも申したと思うんですけども、国の示されました基準でいきますと、第3子っていうのが非常に狭い範囲で第3子以降のお子さんを捉えることになります。その方の副食費を減じるというのが示されておるんですけども、本町では従来どおり国の基準よりも広く第3子を捉えようということで行っておりますので、その部分が独自にやろうとする部分でございます。ですので、新たに負担を発生することがないように努めるということでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 内閣府が副食材料費の実費徴収を機に、滞納がある世帯の保育の利用を中断する可能性を示唆しているということが言われております。副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、利用継続の可否などを検討するという自治体向けの文書があるんですけども、滞納したら保育が中断されるっていうことはそういうことはあってはならないと思うんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

それと、具体的に実費徴収をするとなったら保育所が徴収するようになると思うんですが、一人一人に新たに請求書を出すとか、免除対象者には請求しないとか、そういう複雑な対応が保育所や保育士にそういう負担がかかってくるのではないかと思うんですけども、そういう事務負担軽減という点で町としてはどういうふうにお考えなんですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） まず、内閣府が示した通知というのを、ちょっと私、存じ上げておりませんので、また確認をしたいと思いますが、保育所に預けられる保護者の方っていうのは、保育に欠ける、お子様を保育できない場合に限って保育所にお預かりしますので、給食費が滞納になったからといって保育所を出てくださいというのはちょっと酷だと思います。どちらかという、給食費を滞納されるのであれば、それをほかの通帳からの資産差し押さえ等で賄うべきだと考えます。

それから、給食費の徴収につきましては、今現在各保育所で徴収しておりますが、口座振替で保護者の方にご負担いただくというか、手続していただくというふうを考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今の答弁で、滞納したら差し押さえもあるというのは、それはまた別で問題だと思うんですけども、そういうことはないようにしていただきたいと思います。

幼児教育、それから保育の無償化っていうのは、誰もが望んでいたことなんですけれど

も、実際には先ほど述べたように多くの問題があると思います。国の決めたことだから仕方がないとその枠の中で行うのではなく、子供の最善の利益を第一に、必要とあれば国にも県にもぜひちゃんとした無料化をしてもらいたいということをお願いしたいと思っています。

先ほども言いましたように、県下でも丸亀、三豊では主食、副食費とも無料にするということで、実際に独自でやっております。最初に言いましたけれども、三豊市は2017年度から市独自に幼稚園無償化と保育料引き下げをしていた財源をそれに充てると言ってるんですけども、本町でも保育料を引き下げている町の財源っていうのが使えるんじゃないかということをお願いしたんですけど、その点の答弁がなかったんですけども、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 保育料を下げた一般財源をこれまで投入しておりました。また、先ほども申し上げたとおり、第3子のカウント方法を独自にカウントして、その部分の保育料の減免をしております。それが純粋に一般財源として幾らかかっていたかというのを今現在算出しておりますので、またその額を精査した上で検討してまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 子育て応援のまちづくりということで、その財源で給食費の無料化をぜひ実現していただきたいと思うんですが、町長、どのようにお考えですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 子育て応援をするという、私、基本的なスタンスを持っておりますので、そういった方向で進めていきたいと思っています。

ただ、今回の副食費につきましては、負担できる方に負担していただく、低所得の方には負担をしていただかないという原則の中での負担でございます。そういった中で、午前ももいろいろと学校教育の予算を配分しろとかそういったご指摘もございます。そういった中で、子育て支援策全般において今ある財源をいかに有効に活用して、効果的な施策を実施するか、そういったことを検討してまいりたいと思っておりますので、今すぐ副食費のほうに充てるという考えは今のところございません。子育て施策全般にわたって、いかに最少の経費で最大の効果を上げるか、いかにどういった方がどういったことを求められているか、そういったところを踏まえた中での施策展開をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。子育てについては十分に対応していきたいとい

うことは変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） さっきもちょっと言いましたけれども、国、県に対しても町長、町のほうから物を申しただきたいんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 私自身が、副食費はやはり負担していただきたいという事は思っております。負担できる方ですので、そのあたりもありますので、そのあたりは十分に内容を検討しながら今後対応していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 給食は保育の一環だということで、負担できるか、できないかで子供の保育を区別、差別するっていうのが大きな問題だと思います。そのことを申し上げて、1番目終わります。

2つ目は、ひきこもり支援についてです。

香川県が、1月から2月、県内の民生委員と児童委員にアンケートを配付して、就学や就業など社会参加を避け、家庭にいる状態が半年以上続くというひきこもりに関する調査を初めて実施し、結果を発表しました。県内で726人、40代以上の中高年がほぼ半数を占め、2割は20年以上引きこもり、4割の方は支援を受けておらず、高齢化と長期化がうかがわれたと報道されました。本町でもそういうひきこもりの方が多くいらっしゃると思うんですけれども、実態についてお尋ねをいたします。

今50代の引きこもる子を80代の親が支えて困窮するという8050問題が注目される中、相談、支援の体制、そういう取り組みについて町としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、ひきこもり支援に関するご質問をいただきました。

ご質問のとおり、ひきこもりの状態にある方は、香川県の調査では、小豆郡内で46名とされております。ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えております。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることと思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要と考えております。そのため、ひきこもり対策は、相談しやすい体制を整備し、誰にとっても安心して過ごせる場所やみずからの役割を感じられる機会をつくることを目的に実施されております。香川県では、ひきこもりに特化した専門的な一時相談窓口となるひきこもり地域支援センターAndanteを設置し、地域に

おける関係機関と連携やひきこもりに関する普及啓発を行っておるところでございます。町におきましても、ひきこもりサポート事業として相談窓口となるとともに、情報発信、ひきこもりサポーターの派遣など、香川県と連携し実施することで、すき間のない支援の実現に努めることとしております。

調査の概要、相談の現状等につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 初めに、香川県が実施しましたひきこもりに関する実態調査についてご説明を申し上げます。

この調査は、今後の施策の展開を検討するための基礎資料として、平成 31 年 1 月 1 日を基準日に、県内の民生委員児童委員に対するアンケートとして実施されたものです。また、ひきこもりの状態にある方の定義は、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的に 6 カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態にある方、ただし重度の障害、疾病、高齢等で外出できない方を除いた者としております。

この調査の結果、ひきこもりの状態にある方は、県内で先ほど議員がおっしゃられたとおり 726 名、性別では、男性が 544 名、女性が 159 名、年齢では、40 歳から 44 歳が 108 人と最も多くなっております。また、引きこもっている期間については、「わからない」が 26.9%と最も多く、次いで 10 年から 15 年未満が 9.4%、20 年から 25 年未満が 8.4%となっております。このうち小豆郡では 46 名の方がひきこもりの状態にあるということでございますが、調査結果の詳細につきましては、個人が特定されかねないということから公表されておられません。

次に、町における支援の状況でございます。

ここ数年は新規の相談が毎年 2 件程度でございます。主に家族のケアマネジャーとか民生委員を通じたものというような形でございます。また、継続的に支援に当たっている方は、毎年 5 名程度で推移しております。相談があれば本町や小豆保健所の職員が定期的に家庭訪問をし、本人と家族の相談に当たっております。相談を機にひきこもりを解消につながった方もいらっしゃいますが、これは非常にまれで、継続している方が多いというのが現状でございます。現在はひきこもりになってからの支援しかできておりませんが、現場としましては予防のための支援も行えたらということで検討しておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 県の調査の中でも、やはり調査で把握できたのは一部だろう

と言われておりまして、実態がまだ十分つかめてない部分があるということがあると思います。

それから、相談窓口、県では地域支援センターがあるということなんですけれども、町の場合は、まず相談したいと思ったときにワンストップで相談できる場所っていうのはどこになるんでしょうか。それが必要ではないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 相談窓口は、健康づくり福祉課の健康づくり係になります。簡単に言うと、保健師が対応しております。ただ、実態としまして、なかなか身近な人が身近な役場に行きにくいっていうようなのも聞きまして、保健所のほうに行かれる方も多いというのが現状です。そこで保健師のほうから連絡があって、町のほうに一緒に行くという形が実際の大部分というふうに現場から聞いております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほども言いましたように、これから本当に問題がますます大きくなってくると思うんですけれども、今の取り組みではまだまだ不十分ではないかと思うんですけど、今後どういうふうな取り組みをしていくということをお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） このひきこもりに関しましては、冒頭に町長が申し上げましたとおり、さまざまな要因が重なって、そういう形でひきこもりというような結果になっておりまして、どっちかというとは積極的に介入していったいいものかどうかというのも非常に難しいような状況がありまして、相談を受けましたら、なるべく多数の方がその人にかかわって、何かつなげるものに、次のステップにつながっていくというような形で多職種の方がかかわって、次に歩めるような形にというのが一番いいという形で取り組んでおりますので、地域に引きこもっている方が何人おるかっていうふうに役場が積極的に介入していくのではなくって、県と役場が窓口を設けて、相談が来れば受けとめて、次に何が支援できるかということについて役場と香川県と協力してやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） なかなか大変なことだと思うんですけれども、全国とか、あちこちでは居場所づくりみたいなので、そのひきこもりの人がそこへ出てくるまでが大変だろうとは思いますが、そういう取り組みをしているところもあると思うんですけれども、小豆島の中でそういう場所っていうのは今ないですね。その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 現在のところそういうところはないのが現状ですが、ひきこもりの方も、自分の興味があるものについては、例えば買い物とかは必要であれば出ていくっていう方は、それは広義の意味でひきこもりになるので、本当に部屋の中から一歩も出ないっていう人だけではないので、とにかく役場と県のAndanteと、もういろんな人を通じて、どれができるのかっていう形で取り組んでいくのがまず一番大事かなと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） そういういろんな人が集まれる居場所づくりというか、そういうのも必要かなと思いますので、今後ぜひ取り組んでいただきたいし、いろんなそういうことを進めようとしている団体とかもあると思いますので、力合わせてそういうのが実現できたらいいなと思います。

最後の質問です。

食品ロス削減についてお尋ねをいたします。

食べられるのに捨ててしまう食品ロスを軽減する食品ロスの削減の推進に関する法律が5月31日公布されました。食品ロス削減を国民運動とするとともに、政府に基本方針策定、自治体に推進計画策定、事業者には施策への協力を求めています。消費者の役割も明記され、貧困や災害で必要な食べ物を十分に入手できない人々に提供することなど、フードバンク活動への支援も盛り込まれております。本町での実態と取り組み、今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員から、食品ロス削減推進法に対する小豆島町の取り組みについてご質問をいただきました。

同法の主務省庁は消費者庁で、同法の9条に規定された食品ロス削減月間である10月の施行を目指して作業が行われております。

ここで、今年環境省と農林水産省が公表した平成28年度の食品廃棄物等は約2,759万トン、このうち本来食べられるのにもかかわらず捨てられた食品ロスは、2割強の約643万トンと推計されております。このような状況にあって、依然として世界には栄養不足にある人々が多数存在する中で、とりわけ食料の多くを輸入に依存している我が国は真摯に取り組むべき課題であり、食品ロス削減推進法の制定に至ったものとお聞きをいたしております。

本町の実態にありましては、現時点では把握は十分できておりませんが、同法律には実態調査などに対する調査研究の推進が規定されており、今後全国統一的な手法により実態把握が行われるものと見ております。

また、今後の計画にありましても、政府の食品ロス削減の推進に関する基本方針が令和元年度内に決定される見通しでございます。この方針及びこの方針に基づく都道府県の計画を参考に、小豆島町の食品ロス削減推進計画の策定について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

詳細は担当課長から説明をさせます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 食品ロスの削減の推進に関する法律、いわゆる食品ロス削減推進法の立法趣旨は、町長が申し上げたとおりでございます。

これらの643万トンに達する食品ロスの内訳につきましては、製造過程での発生した不良品、飲食店での仕込み過ぎなど事業系のロスが352万トン、一般家庭の食べ残しや買い過ぎなど家庭系のロスが291万トンと推計されております。現在、食品小売業や飲食店などから排出される食品ロスにつきましては、半分近くが飼料などにリサイクルされております。家庭から排出されている食品ロスのリサイクル率は1割にも満たない状況でございます。残りの大部分は焼却処理されているのが現状でございます。しかし、食品ロスから生じる廃棄物は水分量が非常に多く、焼却処理には比較的大量の化石燃料が使用されることから、二酸化炭素発生量の増加要因、ひいては地球温暖化の要因の一つともされております。これら食品ロスの発生原因は、食料生産、食品加工、流通、販売などの食品関係事業所間の協調の欠如と消費者の生活習慣に由来するものとされておきまして、直ちに効果的な規制を設けることが困難であることから、食品ロス削減推進法におきましても、理念と食品ロス削減に向けた国民運動の展開が柱となっております。

小豆島町にあっては、今後の政府の基本方針を待ちまして、具体的な施策を検討することとなりますが、試行的な取り組みとしまして、既存の情報を活用した啓発と実態把握に向けた調査を検討いたしております。イベントでの食品ロス削減に関するチラシの配布に合わせましてアンケート調査を行いまして、今後の政策立案に向けた情報収集を行いたいと考えております。

また、議員のご質問にございましたフードバンク活動におきましては、基幹となる寄贈食品を集める活動には高い衛生管理と品質保証の意識が必要でございますし、また転売や福祉目的以外での活用を防止するよう、食品のトレーサビリティをきちんと管理できる

ノウハウが不可欠であることから、既存のモデル事業の成果物など情報収集と研究に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） フードバンク活動ですけれども、今県の社協で行っていて、町の社協でも一部行っているというふうなことを聞いているんですけれども、それから家庭で余っている食べ物を持ち寄るといふ活動、フードドライブ、これもあちこちでそういう活動をしているところがあります。今なかなか啓発が難しいというようなことを言われたんですけれども、今されている活動を少しでも充実させていくとか、先ほどイベントでの啓発、チラシとかアンケートって言われたんですけど、そういうところでのフードドライブを知らせていくとか、具体的にやってみるとか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 私、廃棄物所管でございますので、十分な学習と申しますか、情報収集ができてないのかもしれませんが、そういった口に入れる食品につきましては、一定の水準が必要になるものと考えております。既存の国のモデル事業等を見ますと、先ほど申し上げましたように、衛生管理とか品質保証あるいはトレーサビリティ、こういったものについては非常に重要な項目としてうたわれておるようでございます。今任意にそういった活動が行われておりますけれども、今後何らかの事故とか発生しまして、ある程度今後そういった活動についても標準的な枠組みが国のほうから示されるのではないかと考えております。これはちょっと一部担当課長の想像かもしれませんが、そういったことをきちんと情報収集した上で、やり方、ガイドラインにつきまして情報提供や助言できるような体制をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 私のほうから、社会福祉協議会のフードバンク事業について、簡単にご紹介させていただきます。

社会福祉協議会では、生活困窮者を対象に、例えば本当にその日の食事が無いという、この方に限ってフードバンク事業をやってまして、食品の提供者は小豆島霊場会、お供え物が余ったものとか、あと素麺組合、これはシーズンが過ぎてしまったもの、ワンシーズン遅れたものとか、あと役場の備蓄品で期限が切れる寸前のものとか、県の社会福祉協議会、そういうところからもいただいたものを、本当に少数ですので、それを必要な人に配っておるもので、利用者は大体月に1名程度っていうふう聞いております。大きな輪に

はなっていないんですけれども、そういう活動でやっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今、月1名という何か細々とした感じなんですけども、この活動を食品ロス削減とあわせて広げていくってことをぜひ進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時35分からとします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
について

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第5号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第5号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

報告内容につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第5号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、上程議案集の1ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率でございますが、表の上段が本町の算定結果で、下段が国のほうで定められた早期健全化基準あるいは財政再生基準であります。早期健全化基準がいわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます

が、一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算となっております。また、介護保険施設の企業会計につきましても、資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費比率につきましても、自治体収入に対する借金返済額の比率を示しております。30年度決算では6.0%となっており、前年度の5.1%に比べまして0.9ポイント悪化いたしております。この要因でございますが、小豆島中央病院の元金償還、こちらが始まっておりまして、そちらに対する公債費負担が増加したことが主な要因でございます。

参考までに、平成29年度決算における全国的な結果、こちらを申し上げますと、全国市区町村の平均が6.4%、香川県市町の平均が7.2%となっております。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましても、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかをあらわしたものでございます。30年度決算につきましても、将来の借金返済予定額を町が持っております基金あるいは交付税の算入予定額のほうが上回っていることから、該当なしのバーということになっております。

次に、2の資金不足比率であります。介護保険施設事業会計におきましては資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上のように、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、健全な状況になってございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載されておりますが、特に指摘すべき事項はないという意見を頂戴いたしております。以上、簡単ではございますが、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第55号 平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第55号平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第55号平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めるも

のでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 55 号平成 30 年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 2 ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、小豆島町一般会計を初めとする 7 つの会計につきまして、監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

私のほうからは、一般会計及び特別会計の決算についてご説明を申し上げたいと思いますが、さきの議会運営委員会におきまして、委員さん方全員ご出席のもとで決算の全体的な概要についてはご説明を申し上げましたので、本日は施策の成果の財政編を用いながら、科目別歳入決算額の状況並びに財政指標等についてご説明を差し上げたらと思います。

施策の成果説明書の 3 ページをお願いいたします。

科目別歳入決算額の状況でございます。

まず、自主財源の柱となります町税でございます。595 万円、率にいたしまして 0.4% のわずかな増でございます。こちらは、町内大手企業の経費増等によりまして、町民税法人税割が 1,318 万 6 千円、23.1% の減、地価下落や家屋の評価がえの影響で土地家屋に係る固定資産税が 1,043 万 7 千円の減となった一方で、退職所得の増によりまして、町民税個人所得割が 1,227 万円、2.4% の増、また太陽光発電設備の特例切れによりまして、償却資産に係る固定資産税が 2,169 万 7 千円、15.1% の増となったことが主な増減要因でございます。

地方譲与税は、ほぼ前年並みとなっておりますが、利子割交付金から株式等譲渡所得割交付金につきましては、利子収入や配当収入、株式等譲渡所得の減によりまして、利子割交付金で 61 万 9 千円、14.1% の減、配当割交付金で 228 万 2 千円、22.5% の減、株式等譲渡所得割交付金で 380 万 6 千円、39.7% の減となるなど、率といたしましては比較的大きな減となったところでございます。

次に、地方消費税交付金につきましては、税収の変動によりまして、711 万円、2.6% の増、ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場から県への 2 月分の納付が遅れたため、県から町への交付が 11 カ月分となったことなどによりまして、69 万 3 千円、17.6%

の減、自動車取得税交付金につきましては、新車販売台数の伸びによりまして、272万1千円、14.1%の増、住宅ローン控除の減収補填であります地方特例交付金についても、住宅ローン控除の対象者数の増加に伴いまして、49万1千円、12.3%の増となったところでございます。

次に、地方交付税でございます。1,523万円、率にして0.4%の増でございます。内訳は、普通交付税が1,755万2千円、0.5%の増、特別交付税が232万2千円、0.5%の減となっております。普通交付税につきましては、公立保育所入所人員の増加や新病院建設に係る公債費算入の増による個別算定経費の増加、特別交付税につきましては、空き家活用事業の算入減が主な要因となっております。

次に、交通安全対策特別交付金でございます。交通事故件数の減によりまして、9万1千円、率にして5.4%の減でございます。

分担金、負担金につきましては、6,887万1千円、率にして61.4%の大幅増でございます。こちらは、平成30年4月1日に香川県広域水道企業団の事業開始が始まったことに伴いまして、小豆島町から同企業団へ派遣している職員9名分の負担金7,988万円が皆増となったことが主な要因でございます。

次に、使用料及び手数料は、1,412万8千円、率にして7.2%の増でございます。こちらは、雇用促進住宅の払い下げを受けまして、平成29年度途中から供用開始しております定住促進住宅の家賃収入が平成30年度におきましては通年分の収入となったことに伴いまして、1,090万3千円の増、また入所児数の増により、こどもセンター保育料が179万6千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、国庫支出金でございます。1億5,365万5千円、率にして20.8%の減でございます。国庫支出金につきましては、国の補正予算や制度変更、その年度に実施する事業いかんで増減する性質のものでございますので、毎年度個々の事業につきまして増減、また皆増や皆減が生じております。30年度決算につきましては、福田漁港高潮対策事業などの事業量の変動により、海岸保全施設整備事業補助金が5,395万7千円の減、消費税率の引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置でございます臨時福祉給付金事業費補助金が5,715万7千円の皆減、次期最終処分場の環境アセスや基本計画等に対する循環型社会形成推進交付金が割り当て額の変動によりまして2,932万2千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、県支出金の3,770万円、率にして6.4%の減でございます。こちらも国庫支出金同様、個々の事業の増減、また皆増や皆減が生じておるところでございますが、減の主な

要因は、内海病院跡地活用の一環であります特別養護老人ホーム整備に対する老人福祉施設等施設整備費補助金が事業終了により4千万円の皆減、同じく内海診療所整備に対する地域医療介護総合確保補助金の事業終了により、2,670万円の皆減となったところでございます。

次に、財産収入の596万6千円、率にして13.0%の減でございます。商品券販売実績の減によりまして、商品券売払収入が336万3千円の減、平成28年度の手延べそうめん館の家賃が事業者の不注意により滞納繰り越しとなり、平成29年度に2カ年分が納入されておりましたことから、平成30年度は通常の1年分の納入になりましたので、160万円の減となったことが主な要因でございます。

次に、寄付金の1億8,272万2千円、率にして53.4%の大幅減でございます。こちらは、寄付件数及び寄付額の変動により一般寄付金が1,754万3千円の増となった一方、平成29年度に高峰秀子、松山善三夫妻の相続人より2億円の大口寄付があったことから、それがなくなったことが主な要因でございます。

次に、繰入金の4億6,930万5千円、率にして49.3%の大幅減でございます。こちらは、減債基金を活用して平成29年度に旧老健うちのみを残債を一括繰上償還したことから、減債基金繰入金が3億643万9千円の減、また旧内海病院及び旧老健うちのみを活用した庁舎整備の事業量変動によりまして、庁舎整備基金繰入金が1億8,847万1千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、繰越金の3,358万3千円、率にして8.1%の減でございます。こちらは、前年度繰越金及び明許繰越金の変動によるものでございます。

諸収入は、5,615万4千円、率にして22.9%の減でございます。こちらは、香川県広域水道企業団の水道布設替えに伴う路面復旧等受託収入が1,429万9千円の増、西蒲生自治会館整備事業などの自治総合センターコミュニティ助成金が1,350万円の増となった一方、小豆島中学校プール事故に対する共済金が1億円の皆減となったことが主な要因でございます。

歳入の最後、町債でございます。6億7,610万円、率にして45.1%の減でございます。こちらそれぞれ各年度の事業により大きく変動いたしますが、旧内海病院及び老健うちのみ跡地を活用した庁舎、診療所、福祉施設整備事業に対する合併特例債が6億6,700万円の減となったことが最も大きな要因でございます。

なお、30年度も引き続き臨時財政対策債の発行見送りなどによりまして町債残高の抑制に努めた結果、30年度末の町債残高は対前年度2億4,405万6千円減の111億4,082万3

千円となったところでございます。以上が歳入の主な内容でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

性質別経費の状況でございます。

まず、義務的経費のうち人件費でございます。退職手当組合の特別負担金が983万6千円の減となった一方、職員数の増によりまして職員給が7,159万3千円、共済組合負担金が1,409万6千円それぞれ増となったことなどによりまして、人件費全体としては7,035万6千円、5.0%の増でございます。

扶助費につきましては、消費税率の引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置であります臨時福祉給付金が5,149万5千円の皆減となったことなどから、全体で5,110万7千円、5.8%の減でございます。

次に、公債費でございます。元金償還が終了した地方債と元金償還が始まった地方債の償還額の差異などから、長期債元金が2,170万6千円の減、低金利政策の影響で引き続き加重平均利率が低下しておりますことから、長期債利子も726万6千円の減、一時借入金利子も27万4千円の皆減となったため、公債費全体では2,924万6千円、3.2%の減でございます。

次に、物件費でございます。3,143万7千円、率にして2.4%の増でございます。こちらは、小豆島中学校プール事故の和解などに伴う弁護士報酬が1,090万5千円の減、臨時職員の減員などによりまして臨時職員賃金等が1,090万4千円の減となった一方で、庁舎再編に伴います庁舎移転業務委託料が3,780万3千円の皆増、旧池田庁舎解体事業も3,113万円の皆増となったことなどが主な要因でございます。

維持補修費につきましては、経年劣化に伴う公営住宅修繕費用の増加や庁舎移転に伴う軽微な改修などにより、全体で832万円、率にして18.9%の増でございます。

補助費等は3億6,363万2千円、率にいたしまして16.6%の減でございます。こちらは、運転資金不足などによりまして小豆島中央病院企業団に対する負担金等が1億2,995万3千円の増となった一方、小豆島中学校プール事故の和解成立による損害賠償金が1億9,500万円の皆減となったことに加えまして、前年度の繰上償還により老健うちのみの残債償還も4億430万3千円の皆減となったことなどが主な要因でございます。

次に、積立金でございます。2億4,584万円、率にして72.5%の大幅減でございます。これは、29年度におきまして、合併特例債を活用して地域振興基金に4,547万4千円、松山善三、高峰秀子夫妻の相続人からの寄付を原資として松山善三、高峰秀子基金に2億円を積み立てておりまして、これらが皆減となったことが主な要因でございます。

次に、投資及び出資金は 314 万 8 千円、率にして 32.1%の減でございます。こちらは、小豆島中央病院の建設改良の減に伴いまして、小豆島中央病院企業団に対する出資金が減となったことによるものでございます。

次に、貸付金は 710 万円、率にして 4.1%の減でございます。こちらは、保健・医療・福祉関係職修学資金の利用者が 1 名の増、貸付額にして 56 万円の増となった一方、平成 24 年度の制度拡充以来年々貸付者が増加しておりました一般の高校、大学等への育英事業貸付金の貸付者が、平成 30 年度におきましては、対前年度 16 名の減、貸付額にして 766 万円の減となったことによるものでございます。

繰出金は 2,325 万 3 千円、率にして 3.0%の増でございます。こちらは、保険基盤安定繰り出しの増や赤字補填による国保特会への繰出金が 1,432 万 4 千円の増、介護給付費の増などによる介護保険特会への繰出金が 589 万 7 千円の増となったことが主な要因でございます。

普通建設事業費は 7 億 7,632 万円、率にして 35.8%の減でございます。こちらにも個々の事業により皆減、皆増、また事業量の変動等による増減が生じておるところでございますが、庁舎再編の一環として実施いたしました旧老健うちのみ及び池田保健センターの改修事業が 5 億 2,744 万 2 千円の皆増となった一方、平成 29 年度に実施いたしました旧内海病院跡を庁舎や福祉施設に活用するための改修事業が 11 億 9,772 万 8 千円の皆減となったことが主な要因でございます。

最後に、災害復旧費でございます。79 万 8 千円、率にして 5.1%の減でございます。これにつきましては、平成 30 年 7 月豪雨により被災した小豆島ふるさと村、ふるさと荘のり面復旧事業が 555 万 1 千円の皆増、台風 20 号によりまして屋根防水シートが剥がれた公営住宅橘 B 団地の復旧事業が 462 万 2 千円の皆増となった一方、公共土木施設災害復旧事業が 1,008 万 8 千円の減、農地等災害復旧事業も 133 万 6 千円の減となったことによるものでございます。

以上が性質別の前年度との比較の主なものでございます。これを目的別に分類したものが 4 ページの目的別経費の状況でございます。

なお、性質別経費の状況と主な増減要因は重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、8 ページをお願いいたします。

財政指標でございます。

まず、基準財政需要額でございます。こちらは、公立保育所入所人員の増や平成 27 年

度借り入れの病院建設事業に係る過疎対策事業債の元金償還が始まったことによる公債費算入の増などによりまして、対前年度 8,595 万 2 千円増の 47 億 7,594 万円となってございます。

次の基準財政収入額につきましても、町内企業の業績変動による法人税割の増や所得割の増、地方消費税交付金の増などによりまして、対前年度 2,421 万 8 千円増の 14 億 8,983 万 8 千円となってございます。

なお、通常でありましたら、この基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税ということになるわけですが、本町の場合、合併算定特例が適用されておりますので、この差よりも 8,735 万円程度多い額が普通交付税として交付されておるところでございます。

標準財政規模につきましては、法人税割や所得割の増などに伴う標準税収入額等の伸び、普通交付税の増などによりまして、5,212 万 5 千円増の 55 億 342 万 6 千円となってございます。

財政力指数につきましては、分母となる基準財政需要額、分子となる基準財政収入額ともに増となっております。単年度の財政力指数は前年度と同じ 0.312 でございますが、直近 3 カ年平均では今回の算定から外れた平成 27 年度の数値が 0.317 だったことから、3 カ年平均では 0.002 ポイントの低下でございます。

次に、一般財源比率でございます。歳入総額に対する一般財源の割合でございますので、例えば大規模な建設事業などに伴う補助金や地方債、特定目的基金からの繰り入れなどの特定財源によって歳入総額が膨らみますと、一般財源比率が低下するといった性質を持っております。平成 29 年度が主に旧内海病院跡を活用した福祉施設や庁舎の整備事業によって多額の地方債や特定目的基金繰入金などの特定財源が膨らんだ決算でございましたので、逆に建設事業の規模が縮小いたしました平成 30 年度決算では、一般財源比率は対前年度 4.3%増の 68.2%となっております。

次の自主財源比率につきましても、歳入総額に対する自主財源の割合ということでございますので、依存財源であります補助金や地方債などの割合が増加すれば自主財源比率は低下いたしますし、逆に町税や使用料、手数料、分担金、負担金、基金繰入金などの自主財源が増加すればこの比率はアップすると、こういうことになってございます。平成 30 年度におきましては、建設事業の規模縮小などによりまして依存財源も大幅に減少しておりますが、減債基金や庁舎整備基金などの基金繰入金的大幅減少などによりまして自主財源の減少が相対的に大きかったということで、自主財源比率は対前年度 1.4%減の 33.8%

でございます。

次に、経常収支比率でございます。昨年度に比べまして1.0ポイント悪化いたしまして、98.9%となっております。経常収支比率は町税や普通交付税を中心とする経常一般財源のうち、人件費や扶助費、公債費を初めとする経常経費に充当された割合をあらわす指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性がある。すなわち政策的に使える財政的余力があるとされておりまして。

平成30年度決算では、町税や普通交付税の伸びなどによって経常一般財源が2,678万円の増となりましたが、小豆広域消防費負担金の増や中央病院出資の増などによりまして、経常経費への充当額も7,933万1千円の増となったことから、経常収支比率は悪化しております。この数値につきましては、平成29年度決算でも県下市町でワーストだったことから、平成30年度決算でも引き続きワーストにランクされるものと思われませんが、県下市町の大部分は経常一般財源に含まれる臨時財政対策債を発行しておりまして、仮に30年度において本町が発行可能額である2億4,028万2千円と同額の臨時財政対策債を発行した場合の経常収支比率は、94.6%と現在の数字よりも4%程度低い数値となっております。いずれにしても県下市町では最低水準にあることには変わりはありませんで、当面は厳しい数字が予想されるところでございます。

次に、実質赤字比率から将来負担比率までの健全化判断比率でございますが、これにつきましては報告第5号で企画財政課長からご報告させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、実質収支比率でございます。標準財政規模に対する実質収支額の割合で、一応の目安としては3から5%程度が望ましいと言われておりますが、前年度に比べまして分母となる標準財政規模は増、分子となる実質収支額は減となりましたので、対前年度0.6%ダウンの6.7%でございます。

次に、積立金現在高でございます。30年度におきましては、29年度の剰余金処分による積立額及び30年度中の利子積立額が2億381万7千円に対して、30年度中の取り崩し額が2億円でございますので、財政調整基金の残高は381万7千円増の14億9,137万9千円となりました。減債基金につきましては、30年度において減債基金を取り崩しまして旧内海病院の残債の償還に充てたことなどから、9,422万6千円減の21億3,904万7千円となっております。

地方債残高につきましては、年度中の償還元金額に対しまして新規発行額がわずかに下回ったこと、また旧内海病院残債の定期元金償還により、対前年度2億4,405万6千円減

の 111 億 4,082 万 3 千円となっております。

次に、債務負担行為、翌年度以降支出予定額でございます。前年度に比べまして 14 億 1,302 万円増の 17 億 866 万 2 千円でございます。小豆島オリーブ公園、小豆島ふるさと村に対する指定管理料が 1 年ごとに減となる一方で、現在進めております一般廃棄物最終処分場整備事業に係る複数年契約に伴いまして債務負担行為を設定いたしましたことから、増となったものでございます。

経常一般財源及び経常一般財源比率につきましては、普通交付税を初めとする経常一般財源及び標準財政規模の増減を要因として変動する指標でございます。30 年度におきましては、町税や普通交付税、地方消費税交付金の伸びによって、分母となる標準財政規模が 5,212 万 5 千円増の 55 億 342 万 6 千円、分子となる経常一般財源が 2,678 万円増の 52 億 8,801 万 2 千円でございます。分母となる標準財政規模の伸びが比較的大きかったため、0.4 ポイント減の 96.1%となっております。以上、決算統計の数値をもとに 30 年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後におきましては、町税や普通交付税を初めとする経常一般財源の増が期待できない中で、今後も大きな財政需要とそれに伴う地方債残高の増加が見込まれます。このため、一層の事務事業の見直し、有利な補助金や地方債などの活用を図ることはもちろん、中期財政見通しや集中改革プランを指針として、健全財政を維持すべく効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書、25 ページをお願いいたします。

介護保険施設は、平成 30 年度は移転 2 年目となり、現行の運営となり初めて通年稼働した年度となりました。当初は特別養護老人ホーム（特養）の黒字で介護老人保健施設（老健）の赤字を補填する計画でしたが、介護職員の確保に窮し、特養の受け入れができない期間が生じたことから、収益が伸びず、老健の赤字補填のため一般会計から繰り入れを行っております。

事業別に見ますと、老健は、短期入所者が多くなったことから利用率が伸びませんでした。通所リハビリテーションは、当日になってのキャンセルの軽減を図ったことなどにより、若干利用率が向上いたしました。特養は、派遣の夜間専従職員やパート職員の雇用など職員確保も進み、徐々に入所者の増加を図り、12 月に満床となりました。特養の短期入

所者も職員の確保により利用率が向上いたしました。特養の稼働率は計画には届きませんでしたが、人件費を抑制できたことから黒字決算となっております。

まず、業務ですが、平成 30 年度の老健入所の利用者数は 9,157 人、1 日平均利用者数は 25.1 人となっております。通所の利用者数は 4,646 人で、1 日平均利用者数は 19.2 人となっております。特養入所の利用者数は 1 万 9,298 人、1 日平均利用者数は 52.9 人となっております。特養短期入所の利用者数は 798 人で、1 日平均利用者数は 2.2 人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、介護度の高い利用者の増加に伴い、見守り強化のため、ナースコールのついたセンサーマットやエアマットなどを購入いたしました。また、利用頻度の減少により、20 年使用しました福祉車両 1 台を売却いたしております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が 4 億 2,488 万 3,544 円で、前年度と比べまして 4 億 1,963 万 4,051 円の減となっております。これは、前年度には施設移転に伴い旧老健建物等の長期前受け金の一括収益化や企業債償還の一般会計移管を特別利益として計上していたものが皆減となりましたことによるものでございます。また、先ほど申し上げましたように、一般会計から負担金 2,500 万円を収入いたしております。

一方、総費用は、前年度と比べまして 3 億 5,025 万 2,490 円減の 4 億 1,139 万 8,158 円となっております。これは、前年度には旧老健建物等の固定資産除却損を特別損失として計上していたものが皆減となりましたことによるものでございます。

この結果、収益的収支は 1,348 万 5,386 円の純利益となり、前年度の無処分利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は 5,645 万 6,934 円となっております。このうち 1,348 万 5,386 円を小豆島町介護保険施設事業の剰余金の処分等に関する条例の規定により利益積立金として積み立てております。

資本的収支につきましては、平成 11 年度登録の福祉車両 1 台を売却し、固定資産売却代金 14 万 5 千円を収入いたしております。資本的費用は、先ほど申し上げましたナースコールのついたセンサーマットなどの備品を購入し、49 万 1,184 円を支出いたしております。以上、簡単ではございますが、平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案については12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。再開は終わり次第です。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時19分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に中松和彦議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

~~~~~

日程第6 議案第56号 小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第56号小豆島町印鑑条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 56 号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務要領の一部が改正されることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 議案第 56 号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 3 ページをお開き願います。

平成 31 年 4 月 17 日公布の住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、小豆島町においても所要の改正を行うものでございます。

今回の住民基本台帳法施行令の改正により、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が急増する中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまでに閣議決定されてきた住民票または個人番号カード等への旧氏の記載が可能となります。しかしながら、旧氏による本人確認が可能となっても、登録されている印鑑が旧氏でなければ契約等の手続がスムーズに行えないケースや社会生活上不利益を生じるなどを鑑み、印鑑登録証明事務処理要領の改正において、旧氏の印鑑登録を可能としたもので、これに準拠した形で小豆島町印鑑条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

第 6 条は、登録する印鑑の制限、いわゆる条件について定めたものでございます。その条件として、第 1 項に旧氏を追加し、旧氏での印鑑登録を可能としております。

4 ページの第 7 条は、印鑑登録原票の記載事項について定めたものでございます。住民票に旧氏の記載がなされている場合は、印鑑登録原票においても旧氏を併記するとしております。

第 12 条は、印鑑登録の職権抹消について定めたものでございます。第 1 項第 3 号において、住民票に記載されている旧氏に変更があった者の職権抹消について追加しております。

5 ページの第 13 条は、印鑑登録証明書の記載事項を定めたものでございます。住民票

に記載されている旧氏が証明書の記載事項に追加となります。

その他の改正部分につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の改正に準じた字句の訂正でございます。

なお、施行期日につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に準じて、令和元年 11 月 5 日としております。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 56 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号小豆島町印鑑条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 57 号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第 57 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 57 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び同法施行令が一部改正されたことに伴い、災害援護資金の償還金の支払い猶予等について、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 議案第 57 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の 7 ページをお開き願います。

今回の改正は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象拡大、償還免除の特例について必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令及び災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令が公布されたことに伴い、小豆島町災害援護資金の償還金の支払い猶予等について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 15 条第 3 項の下線部分について、災害弔慰金の支給等に関する法律の条文を準用し、町の条例改正を行っております。また、上位法の並びに合わせ、償還金の支払い猶予を前文に記述、報告等を追加し、条文を整理しております。

詳しくは 8 ページの根拠法令によりご説明申し上げます。

法第 13 条では、改正前は施行令で規定されていた償還金の支払い猶予について規定しております。今回の改正により、次条の償還免除と同様に報告等の規定が準用されます。

法第 14 条では、償還免除について規定しておりますが、改正により免除要件であった死亡または重度障害の場合に加え、新たに破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときは災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することが可能となります。

ただし、災害援護資金の貸し付けを受けた者が、報告を求められて、正当な理由がなく報告せず、または虚偽の報告をしたとき及び災害援護資金の貸し付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるときは、この限りではないとされています。

法第 16 条では、13 条と 14 条に準用されている報告等について規定しております。これにより、町は支払い猶予や償還免除を行う際に、借り主または保証人に対し資産状況についての報告または資料の提供を求めることができるものとなります。

なお、附則といたしまして、施行期日を公布の日からとし、適用区分として令和元年 8 月 1 日から適用するものとなります。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 57 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 58 号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 58 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案の理由を説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 58 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び関係政令が 10 月 1 日に施行されることに伴い、幼稚園を利用する児童に係る保育料が無償化されることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 議案第 58 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の 10 ページです。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部改正により子ども・子育て支援法施行令が一部改正され、幼稚園保育料が 0 円となることから、小豆島町立学校条例を一部改正するものです。

改正前の欄の第 5 条、別表に定める保育料を町に納付しなければならない。を改正後の

欄のから徴収する保育料は、別表に定めるとおりとする。とし、保育料が0円になることから、改正前の欄の第2項の国が定める基準額との調整に関する規定を削除、別表の保育料を一月5,500円とあるのを改正後の欄の0円とするものです。

附則として、施行期日を本年10月1日とし、11ページ、経過措置として改正後の規定は10月1日から適用し、それ以前の保育料の額については従前のおりとするものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第59号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第59号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第59号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、特定地域型保育事業所も同様に保育料無償化の対象となるとともに、食事の提供に要する費用の受領について変更がありますことから、本条例について所要の改正を

行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 議案第 59 号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の 13 ページです。

子ども・子育て支援法の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されました。各自治体は、改正後の内閣府令に従うべき基準は従い、参酌すべき基準は参酌し、改正することとされており、本町では改正後の内閣府令の一部を除いて沿うこととし、改正しようとするものです。

主な改正点は、支給認定を教育・保育給付認定に改めるなど語句を改めること、食事の提供に要する費用を保護者からいただくのは従前どおりですが、満 3 歳以上の教育・保育給付認定を受けたお子さんで、市町村民税所得割合算額が一定額未満の世帯の場合及び第 3 子以降のお子さんについては副食費をいただかないとすること、特定地域型保育事業者に課していた特定教育・保育施設との連携について、連携先を特定教育・保育施設に限らないとすることです。

新旧対照表に沿って説明いたします。

改正後の欄の第 2 条第 9 号から第 11 号まで、語句を改めるもの、第 12 号から、14 ページ、第 17 号まで、定義を追加するもの、第 18 号以降は号ずれ、第 19 号は語句を改めるもの、第 20 号は規定条文の変更、第 23 号は語句を改めるものです。

第 3 条は、適切であり、かつから適切に配慮されたまでを追加するものです。

15 ページ、第 5 条から第 6 条第 3 項までは語句を改めるもの、16 ページ、第 4 項から、17 ページ、第 11 条まで、語句を改めるものです。

13 条は、語句を改めるとともに、第 1 項で保育料の負担を満 3 歳未満の子供の保護者に限定するため所要の改正をし、第 2 項では、語句の改めと改正前の欄の（その額が現に以降、18 ページ 6 行目、費用の額）までを削除し、後ほど改正後の第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項で規定するものです。

改正後の欄の第 3 項及び第 4 項は、語句を改めるものです。

第 4 項第 3 号は、食事の提供に要する費用のうち、徴収しない費目と子供を定めるものです。アでは、1 号、2 号認定子供のうち、副食費を徴収しない者として、同一世帯員の

市町村民税所得割合算額が1号認定子供の場合は7万7,101円未満、2号認定子供の場合は5万7,700円未満とし、生活保護法による要保護者に準じる程度と認める者等がいる場合は7万7,101円未満とするものです。

19 ページ、イは、現に扶養する第3子以降の子供について副食費を徴収しないとする本町独自の条文でございます。

ウは、満3歳未満保育認定子供については、従来どおり保育料に含めて主食費並びに副食費を徴収することから、第1項に定める保育料以外に徴収しないことを記載するものです。

第5号から第6項までは語句を改めるものです。

第14条第1項は、語句の改めと改正前の欄の3行目、第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。とこの項及び第19条においてを削除し、第35条第3項、第36条第3項で規定するものです。

20 ページ、改正後の欄の第2項から、ページは飛びますが、24 ページ、第35条第2項までは語句を改めるもの、第3項は語句を改めるとともに、2行目、施設型給付費にはから4行目それぞれ含むまでを追加し、改正前の本章を前節に改めるもの、11行目、第13条から14行目、以下費用の額」とする。まで読みかえを追加するものです。

第36条第1項から、25 ページ、第2項は、語句を改めるもの、第3項は、2行目、施設側給付費にはから、次の行、それぞれ含むまでを追加、改正前の本章を前節に改めるもの、8行目、9行目は語句を改めるもの、10行目、「同号に掲げるから、15行目、費用の額」とする。までは読みかえ規定を追加、変更するものです。

第37条は、1行目に（事業所内保育事業を除く。）と3行目、数は、家庭的保育事業にあつてはを追加、6行目、8行目にそれぞれ第42条第3項第1号において同じ。を追加するとともに、改正前のその利用定員の数を削除しています。

26 ページ、第38条は、第43条の規定によりから次項のように表記を改めるもの、第39条第1項は語句を改め、第2項は、3行目、満3歳未満から、4行目、において同じ。）に表記を改め、以下第3項まで語句を改めるものです。

27 ページ、第4項は語句を改め、2行目、第42条に第1項を追加するものです。

第40条第2項、第41条は語句を改め、第42条第1項は、2行目から第5項までを追加、第1号は語句を改めたもの、28 ページ、第2号の2行目、以下この条において同じ。を追加、第3号は語句を改めるものです。

第2項から第5項まで新たに追加するものです。

第2項は、第1項第2号に規定する居宅訪問型保育事業を除く特定地域型保育事業者に対し、第42条第1項で課す特定教育・保育施設との連携を行わないことができる要件を定めるものです。第1号に連携協力者との間で役割分担と責任の所在が明確化されていること、第2号に連携協力者の本来業務に支障が生じない措置が講じられていることを規定します。

第3項は、第2項に該当する場合、確保すべき連携協力者を定めるものです。第1号に小規模保育事業者A型もしくはB型または事業所内保育事業を行う者、第2号では、第1号に定める者と同等の能力を有すると町が認める者を規定しています。

29 ページ、第4項は、満3歳未満保育認定子供が満3歳に達し、保護者の希望に基づく連携施設へ受け入れ、教育、保育の提供が困難な場合、第1項第3号を適用しないことができる」と規定するものです。

第5項は、第4項の場合の連携協力を行う者として、町長が適当と認める者です。入所定員20人以上の者に限るとし、第1号で満3歳以上の子供を保育する企業主導型事業所内保育所、第2号で認可保育事業所内保育所としています。

第6項以降、項ずれです。

第7項は、(第37条第2項以下のとおり表記を改めるものです。

第8項は、町長が適当と認める事業所内保育所で、定員に地域枠を設け、満3歳以上の子供を預かる場合は、連携施設を確保しないことができる」とするものです。

第9項は、語句を改めるもの。

30 ページ、第43条第1項と第2項は、語句を改めるものと、改正前の欄の第43条第1項4行目、(当該特定地域から定める額とする。)まで、第2項の3行目、(その額が現にからをいう。までは、満3歳以上利用料の規定及びその経費について不要となる規定を削除するものです。

改正後の欄の第3項から、31 ページ、第6項までは、語句を改めるものです。

第46条第5号は、表記を改めるもの。

第47条第1項から、32 ページ、第49条第2項まで、語句を改めるもの、第2号は表記を改めるもの。

第50条は、準用する対象を3行目のとおり細かく記載し、4行目以降、読みかえ規定を修正するものです。

33 ページ、第51条第1項、第2項は、語句を改めるもの、第3項は、2行目、特別利用地域型保育をから8行目まで適用規定を定め、9行目以降、読みかえを規定するもので

す。

34 ページ、第 52 条第 1 項、第 2 項は、語句を改めるもの。

35 ページ、第 3 項は、この章の規定の適用と適用した場合の読みかえを規定するものです。

附則の第 2 条は、第 13 条第 1 項の語句に改めがあることから改めるものです。

36 ページ、改正前の欄の第 3 条は、満 3 歳以上の利用者負担額がなくなることから削除し、37 ページ、改正後の欄の第 3 条以下は条ずれ、第 4 条は、特例保育所型事業所内保育事業所を除いた特定地域型保育事業者の経過措置の期間を 5 年から 10 年に延長するものです。

附則として、令和元年 10 月 1 日から施行するとし、経過措置として、改正後の基準の内容については 10 月 1 日以降の給付について適用し、9 月 30 日までの給付等については従前の例によるとしています。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11 番（安井信之君） 幼稚園と保育所に預けた場合の保育料、幼稚園の経費的な部分はどういうふうになってくるんですか。同じになってくるんですか。それとも、保育所に預けた場合は給食費だけ取って、その保育料いうんがただになるというふうな形になる。ここで言うところの幼稚園のぐあいは、言うたら預かり料とかそういうような部分で明記していますが、その辺がどういうふうな整合性が出てくるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 保護者負担額のことをおっしゃってると思うんですけども、3 歳以上のお子様については、幼稚園、保育所とも保育料は無償になってまいります。ただし、その方々については、給食費はいただくということでご理解をいただきたいと思っております。ただし、一定所得の少ない方につきましては、副食費も免除しますよということでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11 番（安井信之君） 58 条のところでは、預かり保育料というふうになってますよね。その辺の認識がちょっとわからんもんですから、もう一遍ちょっとお伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 失礼しました。預かり保育につきましても、保育に欠けるお子さんを預かり保育で利用した場合には無償になりますけれども、専業主婦の方で預かり

保育を利用したいという方につきましては、そのまま料金を従来どおりいただくということで、先ほどの条例の中でも金額を残しております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） そうすると、認定こども園になってくると、両方行けたんじゃないかなというふうに思うんですけど、保育所には働きよるといふような分が必要になってくるといふような従前のあれになってくるいう、条件というか、それになってくるんですかね。その辺ちょっとわからん。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 認定こども園につきましても、1号認定でご利用した場合、預かり保育料を徴収しないとすることができるのは保育に欠けるという証明の書類が必要となります。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第59号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第60号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第60号小豆島町職員の給与に関する条例及

び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 60 号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が公布され、同法において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第 60 号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 40 ページをお願いいたします。

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月 14 日に公布され、187 の法律において成年後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る措置の見直しをすることとなりました。

なお、ここで申します成年被後見人とは、成年被後見人と被保佐人を申します。

それから、そのような中で 187 の法律の一つとして、地方公務員法においても一部改正がなされ、成年被後見人等が職員となるための試験や選考を受けることができないこと、また成年被後見人等に該当した場合、その職を失うこととする規定が削除されることになりましたので、小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

まず、第 1 条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、さきに申しました成年被後見人等に該当した場合の失職を規定した改正前第 20 条の下線部分を削除するものでございます。以下、同様の改正を行っております。

次に、40 ページ中ほどの第 2 条、小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正におきましても、同様の理由によりまして、改正前の第 4 条第 1 号、成年被後見人又は被保佐人を削除し、それに伴い号ずれを訂正するとともに、地方公務員法に

準じて、改正後の第1号及び第2号のとおり語句を訂正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、地方公務員法の一部改正の施行期日が公布の日から起算して6カ月を経過した日の本年12月14日とされていることから、本条例の施行期日も同日といたしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第61号 小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第61号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第61号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

10月1日から消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、小豆島町公共用財産管理条例ほか22の条例に規定している使用料等について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 61 号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の 44 ページをお願いいたします。

本条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、本年 10 月 1 日より消費税率が 10%へ引き上げることとなりましたので、本町の 23 の使用料等に関する条例を一括して改正しようとするものでございます。

行政機関の手数料には、法令に基づいて徴収される手数料で非課税となっている手数料もございしますが、本日改正案を上程しております手数料等は消費税を課すべきものとされており、これまでも消費税を含んだ総額表示で料金設定をしているところでございます。

地方公共団体におきましても、資産の譲渡等を行う限りにおいては納税義務者となりますが、一般会計につきましては特例があり、課税標準額に対する消費税額と仕入れ控除額を同額とみなして申告義務はありませんので、納付税額、還付税額ともに発生はいたしません。

なお、申しましたように、基本的には消費税を含んだ総額表示での改正になっていますが、占用料のような土地の貸借につきましては、本来は非課税取引となりますが、1カ月に満たない貸し付けにつきましては課税扱いとなりますので、非課税扱いとされない場合は表で算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額等の表現になっているものもでございます。

それでは、条文の説明をいたします。

まず、第 1 条の公共用財産管理条例の一部改正ですが、第 5 条第 2 項で、改正前の 100 分の 8 を乗じた額から改正後の 100 分の 10 を乗じた額に引き上げております。対象としましては、国から譲与を受けた町の普通財産で、さきに申しましたとおり、土地の貸し付けは非課税取引となりますが、1カ月以内の貸し付けは課税となります。

次に、第 2 条は、小豆島町立公民館条例の改正です。町内 11 の公民館施設の使用料と冷暖房料の消費税引き上げ分の改正をしております。

次に、第 3 条は、小豆島町町民学習センター条例の改正でございます。研修室の使用料、冷暖房料を改正するものでございます。

次に、第 4 条は、小豆島町体育館施設条例の改正でございます。中山体育館初め 4 つの体育館、内海総合運動公園及び内海武道場の使用料を改正するものでございます。

次に、第5条は、小豆島町内海B & G海洋センター条例の改正で、体育館使用料、艇庫使用料、プール使用料、会議室の冷暖房使用料を改正するものでございます。

次に、第6条は、小豆島町内海福祉会館条例の一部改正でございます。大集会所及び会議室の使用料の改正です。

次に、第7条は、小豆島町隣保館条例の一部改正でございます。城山会館、草壁会館、橘会館、3会館の会議室及び冷暖房料の改正です。

次に、第8条は、小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正です。し尿処理、ごみ袋、粗大ごみ、一般廃棄物及び特定家庭用一般廃棄物の収集、運搬及び処理に係る料金の改正をするものでございます。

次に、第9条は、小豆島町斎場条例の一部改正です。池田斎場、内海斎苑及び吉田斎場の使用料ですが、消費税法によりまして火葬料を対価とする役務の提供は非課税になりますが、霊安室と和室及びロビーを告別式に利用する場合の使用料を改正するものでございます。

次に、第10条は、小豆島町農村環境改善センター条例の改正でございます。各室、談話展示コーナー、多目的ホールの使用料及び冷暖房料を改正するものです。

次に、第11条は、小豆島町畑地かんがい施設条例の一部改正でございます。この畑地かんがい施設は、新中山池を水源として、パイプラインにより農業用水を供給している施設の使用料で、10アール当たり1年間の使用料を改正するものでございます。

次に、第12条は、小豆島町漁港管理条例の一部改正でございます。漁港施設使用料として係船料、野積み場の使用料を、また第1条の公共財産管理条例と同様に、1カ月以内の占用料について改正をしております。

次に、第13条は、小豆島産業会館条例の一部改正でございます。この施設は、財団法人小豆島産業科学研究所を指定管理者として指定をしているものです。使用料の上限として規定している使用料を改正するものでございます。

次に、第14条は、小豆島オリーブ公園条例の一部改正です。この施設は、財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者として指定しているものでございます。前条と同じく使用料の上限を規定している使用料を改正するものでございます。

次に、第15条は、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部改正です。この施設も財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者として指定しているもので、同じく使用料の上限を規定している使用料を改正するものです。

次に、第16条は、小豆島ふるさと村条例の一部改正です。この施設は、財団法人小豆

島ふるさと村公社を指定管理者としてしているもので、同じく使用料の上限として規定している使用料を改正するものでございます。

次に、第 17 条は、小豆島町都市下水路条例の一部改正でございます。都市下水路用地を占有する場合で、1 カ月以内の占有は課税の対象になりますので、100 分の 110 を乗じることといたしております。

第 18 条は、小豆島町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。都市下水路用地と同様に、1 カ月以内の占有は課税の対象となりますので、100 分の 110 を乗じることといたしております。

第 19 条は、小豆島町河川占用料徴収条例の一部改正でございます。これも前条と同様の改正となっております。

次に、第 20 条は、小豆島町港湾管理条例の一部改正でございます。港湾施設の占有につきましても、前条と同様に 1 カ月以内の占有は 100 分の 110 を乗じて得た額としております。また、使用料といたしまして、棧橋入場料、係船料、物揚げ場、野積み場、水道・電気使用料について改正しようとするものでございます。

次に、第 21 条は、小豆島町港湾区域内等における占用料に関する条例の一部改正でございます。これも前条と同じく 1 カ月以内の占用料は課税の対象となりますので、100 分の 110 を乗じて得た額としております。

次に、第 22 条は、オリーブナビ小豆島条例の一部改正です。町民ギャラリーの使用料を改正しようとするものでございます。

次に、第 23 条は、小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部改正でございます。この施設も小豆島オリーブ公園を指定管理者として指定をしているもので、使用料の上限を規定しているサン・オリーブの各種施設の使用料を改正しようとするものでございます。以上、23 の条例を改正いたします。

施行日につきましては、本年の 10 月 1 日となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 62 号 草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）に係る工事  
請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 12、議案第 62 号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 62 号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、草壁地区にある 14 棟 28 戸の改良住宅の外壁を改修するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 議案第 62 号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集の 64 ページをお開きください。

この工事は、平成 26 年度に策定した小豆島町営住宅長寿命化計画に基づき、草壁南地区の低層耐火構造 2 階建て住宅 44 棟 89 戸の外壁改修等を平成 27 年度から順次行っておりますが、今年度はそのうち 14 棟 28 戸を行うものです。

今回予定価格が 5 千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）、2、契約の方法は、指名競争入札による契約、3、契約の金額は 8,478 万円、4、契約の相手方は有限会社壺井工務店です。

65 ページをお開きください。

工事の概要です。

1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほどご説明しましたとおりでございます

す。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和2年3月23日までとします。5、工事概要は、外壁の吹きかえ、爆裂補修、屋根防水シート張りかえ、シーリング打ちかえなどがございます。6、入札業者は、記載の8社となっております。

66ページにつきましては、今回施工する場所及び標準的な施工方法を示した図面となっております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） この改良住宅、平成26年から改修が徐々に始まってますけど、26年から何戸ずつ、今回棟数がかなり多くて、ですけどこれはいつまで、もうこれが最終ですか。図面見ると、最終みたいに思うんですけど、そのあたりと、今回のこの棟数、14棟28戸全てが今居住されているかどうかの確認はしているのかどうかをお願いします。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 26年度に計画しておりまして、工事が始まったのが27年度から令和で言いますと2年度まで、6年かけてやります。なので、来年度で一応最終の工事になると思います。

先ほど言われました今年度の入居をしてるか、してないかというところがございますけれども、あくまでも町の施設ですので、管理をしておりますので、空き家とかそういうのは関係なく修繕はしていかなければいけないので、今後入居者も発生する場合がありますので、全戸を対象にしております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 言われておるのはわかるんですよ、管理ですから、全てを直すのは。入居もしてないところを直すのは無駄じゃないかなということで、入居してるかどうか。将来的に入居するって、何年後に入居するかもわからんですよ、これ。そういうのも全てこれやっぱり直していかないかんもんだとか。やっぱり何戸は入居している、何戸は入居してないというのは確認するべきじゃないんですか、これは。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 先ほど申しましたようにあくまでも長寿命化計画として改良住宅の工事をしております関係上、対象の棟及び戸数につきましては全戸数を対象としておりますので、その計画にのっとってやっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） ええですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 62 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E 工区）に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 63 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 64 号 令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 13、議案第 63 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）及び日程第 14、議案第 64 号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 63 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、4,389 万 1 千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 480 万円、民生費 281 万円、衛生費 77 万 4 千円、農林水産業費 1,563 万 6 千円、商工費 1,017 万 6 千円、土木費 513 万 8 千円、消防費 140 万円、教育費 315 万 7 千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

なお、議案第 64 号令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第 13、議案第 63 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 63 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

議案集の 67 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,389 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 99 億 2,065 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の変更でございます。

70 ページの第 2 表地方債補正をご覧ください。

公共施設除却事業といたしまして、既に旧内海庁舎解体撤去事業の財源として 5 千万円の町債発行を計上しておりますところでございますが、今回の補正で来年度実施予定の旧サイクリングターミナルの解体撤去事業に係る設計委託料を計上させていただいております、その財源として限度額を 450 万円増額しようとするものでございます。

なお、増額する 450 万円につきましては、合併特例債を予定いたしております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

10 款地方特例交付金、2 項 1 目 1 節子ども・子育て支援臨時交付金 40 万 6 千円でございます。こちらは、子ども・子育て支援法の改正によりまして、本年 10 月から 3 - 5 歳児に係る幼稚園、保育所に係る無償化、ゼロから 2 歳児の非課税世帯に係る保育所の無償化が実施されますが、これらのうち幼稚園の預かり保育、認可外保育施設における保育、一時預かり保育、病児保育の無償化に要する町負担 4 分の 1 が全額地方特例交付金で今年度においては措置されるものでございます。

14 款使用料及び手数料、1 項 5 目 1 節就学前教育使用料 120 万円の減でございますが、こちらは本年 10 月から幼稚園の預かり保育の無償化のうち、公立幼稚園分は運用上現物給付、すなわち預かり保育利用料を徴収しないこととするため、10 月以降の預かり保育利用料を減額するものでございます。

15 款国庫支出金、1 項 2 目 1 節就学前教育費負担金 81 万 1 千円でございます。これは地方特例交付金のところでご説明いたしました幼児教育の無償化に係る国の負担分 2 分の 1 を受け入れるものでございます。

16 款県支出金、1 項 2 目 1 節就学前教育費負担金 40 万 5 千円でございます。こちら、地方特例交付金のところでご説明した幼児教育の無償化に係る県負担分 4 分の 1 を受け入れるものでございます。

同じく 16 款 2 項 4 目 1 節農業費補助金 1,190 万 4 千円でございます。こちらは、オリーブ生産拡大総合支援事業につきまして、当初実施予定の 3 事業者のうち、1 事業者は取り下げ、1 事業者が事業縮小となった一方で、新たに 3 事業者から追加要望がありましたので、県補助金を増額計上するものでございます。

同じく 5 目 4 節港湾費補助金 60 万円でございます。こちらは、内海フェリーの新造に伴う草壁港係船柱の新設に対する県補助金でございます。

同じく 7 目 1 節小学校費補助金 7 万 3 千円でございます。こちらは、エネルギー教育に関する教材購入に対する 100%補助でございます。今年度は池田小学校、星城小学校の 2 校が採択をされておるところでございます。

同じく 3 節就学前教育費補助金 463 万 9 千円でございます。こちらは、幼児教育無償化に係る事務費に対する 100%補助で、説明欄 1 が電算システムの改修費に対する補助金、説明欄 2 は臨時職員の人件費や旅費、需用費などに対する事務費の補助金となっております。

次に、18 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金につきましては 1 件 200 万円、4 目 1 節小学校費寄付金については 15 件 29 万 5 千円の寄付の申し出がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての 19 款繰入金、1 項 5 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金 49 万 7 千円でございますが、こちらは安田幼稚園及び小豆島こどもセンターの空調設備修繕の財源として、7 目 1 節地域振興基金繰入金 30 万円は旧サイクリングターミナルの解体撤去に係る設計委託料の財源として、9 目 1 節サン・オリーブ大規模修繕等準備基金繰入金 223 万 2 千円はサン・オリーブの停電時の発電機作動用蓄電池更新の財源として、20 目 1 節岬の分教場整備運営基金繰入金 1 千万円は二十四の瞳映画村内の駕籠や跡ギャラリー改修事業補助金の財源として、それぞれ基金繰り入れを行うものでございます。

次に、20 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 585 万 5 千円につきましては、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

次に、21 款諸収入、5 項 1 目 3 節雑入 57 万 4 千円でございます。こちらは、使用済み自動車海上輸送費に対して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターから補助金が交付されるもので、今年度の申請件数が大幅に増加したことに伴う補助金の増額でございます。

22 款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、旧サイクリ

ングターミナル解体撤去に係る設計委託料の財源として、合併特例債 450 万円を借り入れるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項 6 目財産管理費の 480 万円でございます。こちらは、来年度に予定しております旧サイクリングターミナル解体撤去事業に係る設計委託料を計上したものでございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、11 節需用費の 223 万 2 千円でございます。こちらは、サン・オリーブの停電時に発電機を作動する蓄電池の経年劣化に伴う交換費用を計上したものでございます。

同じく 5 目障害者福祉費、13 節委託料の 57 万 8 千円ですが、こちらは重度心身障害者等医療費に係る審査支払手数料が県費補助の対象となったことから、電算システムの改修を行うものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費、19 節負担金補助及び交付金の 3 万円でございます。こちらは、犬、猫の不妊、去勢手術費補助金の申請件数の増加によりまして予算不足が生じたため、10 件分の増額計上を行うものでございます。

同じく 5 目斎場管理費、11 節需用費の 17 万円でございます。こちらは、吉田斎場の漏電に伴います電気設備の修繕料を計上したものでございます。

同じく 2 項 2 目塵芥処理費、19 節負担金補助及び交付金の 57 万 4 千円ですが、こちらは、歳入の雑入で計上いたしました使用済み自動車海上輸送費に対する公益財団法人自動車リサイクル促進センターからの補助金を事業者に対して交付するものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項 9 目オリーブ生産費、19 節負担金補助及び交付金 1,166 万 7 千円でございます。オリーブ生産拡大総合支援事業に係る事業要望の増加によりまして、補助金を増額計上したものでございます。

なお、事業内容の変更等により、財源内訳に記載のとおり、県補助金が 1,190 万 4 千円、町の上乗せ部分が 23 万 7 千円の減となっております。

同じく 3 項水産業費、1 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金 200 万円でございます。こちらは、町内企業から 1 件 200 万円の一般寄付がございまして、寄付者の意向に沿って池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

1 ページめくっていただきまして、3 目漁港建設費、13 節委託料 196 万 9 千円でございます。こちらは、吉田漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定に当たりまして、現状に合

致した海岸保全区域の見直しが必要なことから、区域指定申請書作成業務を委託しようとするものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、12節役務費17万6千円でございます。こちらは、ご存じのとおり本年1月に中国におきまして「香川小豆島」と「小豆島」という商標が出願され、このうち「香川小豆島」は本年6月13日に公告がなされ、現在審議中の「小豆島」の2件につきましても、今後公告がなされる可能性が高いため、県と小豆2町、4つの業界団体、計7者で商標登録に対する異議申し立てを行う費用を計上したものでございます。

なお、費用負担は、7者の均等割でございます。

同じく4目観光施設費、19節負担金補助及び交付金の1千万円でございます。こちらは、二十四の瞳映画村内の駕籠や跡ギャラリー改修事業に対して、岬の分教場整備運営基金繰入金を財源として補助を行うものでございます。

次に、8款土木費、4項2目港湾建設費、15節工事請負費の160万円でございます。これは内海フェリーの新造に伴う係船柱の新設工事費でございます。

同じく5項1目住宅管理費、11節需用費353万8千円でございます。こちらは、苗羽団地2戸の退去修繕及び劣化による剥離など危険な状態にある赤坂団地の外壁補修を計上したものでございます。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費、18節備品購入費の140万円でございます。こちらは、二面分団の小型動力ポンプが故障したため、急遽更新をするものでございます。なお、財源につきましては、今回の補正では一般財源としておりますが、県とも協議を経まして、辺地計画を変更いたしまして、辺地対策事業債を確保する予定でございます。

次に、10款教育費、2項2目教育振興費36万8千円でございます。まず、18節備品購入費7万3千円につきましては、池田、星城の各小学校においてエネルギー教育に使用する教材備品を購入するもので、財源は県支出金100%でございます。19節負担金補助及び交付金29万5千円につきましては、苗羽小学校に対しまして15件、計29万5千円の寄付の申し出がございましたので、寄付者の意向に沿いまして、苗羽小学校音楽部を育てる会に対して学校振興補助金として交付するものでございます。

同じく10款4項就学前教育費、1目子育て教育費の229万2千円でございます。まず、13節委託料でございますが、幼児教育無償化に伴う電算システムの改修につきまして、当初予算計上後に一部機能追加が必要となったため、委託料を増額計上するものでございます。

なお、幼児教育無償化の事務費につきましては、当初予算計上済みの電算システム改修、臨時職員人件費なども含めまして県補助金が交付されることとなったため、財源更正もあわせて行ったところでございます。

1 ページめくっていただきまして、17 節公有財産購入費 165 万円でございます。現在使用貸借しております橘こども園の園庭、これにつきまして所有者側から買い取りもしくは更地返還を求められましたが、遊具 10 点が設置されておりまして、9 名の園児が毎日のように利用していること、また内海地区の幼・保再編後も橘地区の子供の遊び場として必要と思われまことから、買い取ることにしたものでございます。

なお、買い取り価格につきましては、所有者のご理解をいただいて、今年度の固定資産税評価額を大幅に下回る価格となっております。

20 節扶助費 42 万 2 千円でございますが、こちらは幼児教育無償化のうち認可外保育施設の保育料、一時預かり保育事業、病児保育事業、認定こども園の預かり保育事業が償還払いとなるため、当該事業に係る給付費を計上したものでございます。

2 目幼稚園費、11 節需用費の 19 万 2 千円につきましては、安田幼稚園職員室のエアコン修繕、同じく 3 目小豆島こどもセンター費、11 節需用費の 30 万 5 千円については、小豆島こどもセンターホールのエアコン修繕を計上したものでありまして、両方ともふるさとづくり基金繰入金を活用することとしております。

なお、幼児教育無償化のうち公立幼稚園の預かり保育事業は、運用上、現物給付することとしておりまして、今年度の財源は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、残り 4 分の 1 が地方特例交付金となることから、財源更正もあわせて行ったところでございます。以上、簡単ですが、議案第 63 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） 13 ページの財産購入の単価的な割安ということは理解できたんですが、広さはどれぐらいあるんですか、面積的に言うたら。

○議長（谷 康男君） 質問を立ててやってください。

○5 番（藤井孝博君） あっ、ごめんなさい。

広さはどれぐらいあるんですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 対象となる土地につきましては、広さが 455.48 平米、坪数にしまして 137 坪。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 内海フェリーの係船柱なんですけど、これは新造をつくつとるといふ確認はとれとんですか。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 高速艇運休から毎月私のほうで月に1回のペースで社長面談を重ねております。先方の運行会社である内海フェリー株式会社の社長からは、もう昨年からずっと面談の際に、現在のフェリー、年間数千万円の修繕費を要していると。会社の経営改善を目的としてフェリーの新造船の投入を考えたいという意向は、昨年からそういう意向を聞いておりました。それで、先月のちょうど面談の際に契約ができたということと何っております。

なかなか契約までこぎつけなかった経緯としては、以前にも何らかの場でお話したことはあると思うんですけども、資金的な準備はできておったんですが、先方の造船会社の都合等でなかなか事が前に進まなかったと私のほうは聞いてございます。今回は契約できたということなんですけれども、以前の造船会社から別の造船会社をその間探しておったというようなことかと思っておりますので、詳細につきましては唐橋建設課長のほうがブルーラインのほうの船長と詳細等を詰めてございますので、私のほうからはそういう大枠の部分で、若干今のフェリーよりは長さが短くなると聞いております。どの程度なんですかと、大体池田の国際フェリーを想定してくれたらよろしいんじゃないですかというご回答をいただいております。

私のほうからは以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 先月から内海フェリーの船長と協議をいたしております。新造船の図面等はこちらに来ておまして、詳細なところを網取りの位置関係、これについて協議いたしまして、今の岸壁の一番沖側、角っこに係船柱をつくる計画になっております。既に2つ係船柱はございますが、そこからとると、方向、高さ的に今の沖にドルフィンがございまして、ドルフィンに行く通路、この通路の手すりを外さないと綱が当たるといふことで、協議した結果、新たに1つ設けるといふことで計画いたしました。今年度の既に港湾課の県の補助、これをもらう予定で採択まではいただいております。ただ、新造船についての契約が確定しておらないので、今年度の予算は見送ったといふことで、就航が来年の夏の終わりごろだといふふう聞いておりますので、来年度の予算では間に合わないで、今回の補正となりました。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。森議員。

○4番（森 弘章君） 何分で走るという予定、聞いてないですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 社長との面談で、そこら辺の詳細についてお伺いしたんですが、詳細についてはまだこれからだということで聞いております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 63 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）は原案どおり可決されました。

次、日程第 14、議案第 64 号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第 64 号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の 71 ページをお願いします。

第 1 条は、既定の額に歳入歳出それぞれ 1,418 万 6 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 20 億 6,995 万 1 千円とするものでございます。

今回の補正は、平成 30 年度の介護給付費地域支援事業費に対する交付金等の精算に伴う補正でございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 17 ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目 2 節過年度分 248 万 2 千円は、30 年度介護給付費に対して追加の負担金の交付を受けようとするものでございます。

8 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1,170 万 4 千円は、国の負担金等の返還に必要な額を前年度の繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

19 ページをお願いします。

5 款諸支出金、1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料 1,418 万 6 千円でございます。これは、平成 30 年度の介護給付費地域支援事業費に対して国、県、支払基金から概算で交付を受けた負担金等について、実績に対して過大に交付を受けたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 64 号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 64 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 15、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の大石雅章氏が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、後任として松岡裕之氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほど、お願

い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 上程議案集の 73 ページをお開きください。

人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります大石雅章氏ですが、本人の意向により今期をもって辞退されます。したがって、後任として松岡裕之氏を推薦いたします。

松岡氏の略歴につきましては、議案集 74 ページに記載してあるとおりでございますので、紹介は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、松岡氏は、小学校教諭として長きにわたって子供の教育に携わっており、人権教育にもすぐれた見識を持った方でございます。また、人権問題における理解や熱意を有しておられますことから、人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。

なお、任期は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第 2 号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 16 請願第 2 号 「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択を求める請願

○議長（谷 康男君） 次、日程第 16、請願第 2 号「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択を求める請願については、会議規則第 91 条第 1 項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託いたします。

本日、各委員会に付託しました議案等の審査報告は、9月20日の本会議にお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は9月20日金曜日午後1時から会議を開きます。

これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時41分